

第三十八回 参議院文教委員会會議録第二十一号

(三三〇)

昭和三十六年四月二十日(木曜日)

午前十時四十一分開会

委員の異動

四月十八日委員大谷藤之助君辞任につき、その補欠として二見甚郷君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 平林 剛君

理事 北畠 教真君

近藤 鶴代君

野本 品吉君

豊瀬 慎一君

委員

安部 清美君

井川 伊平君

杉浦 武雄君

高橋進太郎君

矢嶋 三義君

米田 勲君

岩間 正男君

国務大臣

荒木萬壽夫君

政府委員

内閣官房長官 大平 正芳君

文部政務次官 齋藤 三三君

文部省初等中等教育局長 内藤 三郎君

事務局側

常任委員 工業 英司君

会専門員

説明員

文部大臣官房総務課長 木田 宏君

文部省大学学術局大学課長 村山 松雄君
文部省大学学術局学生課長 西田 龜久夫君
参考人 日本育英会会長 田中 義男君

本日の會議に付した案件

○学校図書館法の一部を改正する法律案(矢嶋三義君外六名発議)

○教育、文化及び學術に関する調査(当面の文教政策に関する件)

○国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(平林剛君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動につき御報告いたします。去る四月十八日、大谷藤之助君が委員を辞任され、その補欠として二見甚郷君が委員に選任されました。以上であります。

○委員長(平林剛君) 次に、委員長及び理事打合会の経過につき御報告いたします。開会前の理事会におきまして協議の結果、本日はまず、学校図書館法の一部を改正する法律案を議題とし、發議者より趣旨説明を聴取いたしました後、当面の文教政策に関する調査を進め、次いで、国立工業教員養成

所の設置等に関する臨時措置法案及び日本育英会法の一部を改正する法律案の審議を行なうことに決定を見ました。

なお、来たる五月二日及び四日の両日は委員会を開会せず、その定例日は他の適當の日に振りかえることに決定を見ました。

以上、理事会決定通り運営いたして参りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(平林剛君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(平林剛君) それでは、学校図書館法の一部を改正する法律案を議題とし、發議者より趣旨説明を聴取いたします。

○矢嶋三義君 ただいま議題となりました学校図書館法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であるとして、その健全な発達をはかるために、学校図書館法が制定されました。それから、満八年を迎えようとしております。この間、関係者の努力により、学校図書館の設置は急速に進められ、今日、全国の小・中・高等学校の約九〇％が、何らかの図書館施設を持つに至り、学校教育充実のために、重要な役割を果たしておりますことはまことに喜ばしいことであります。

しかしながら、その実情を見ると、まだまだ問題は多いと言わなければなりません。申すまでもなく、法律では、学校には、学校図書館を設けなければならないこと、また、学校図書館には、専門的職務をつかさどるための司書教諭を置かなければならないと規定されており、附則で、当分の間、司書教諭を置かないことができるようになっております。この特例は、必要ない人数だけの司書教諭を短期間に養成することが、困難であつたためのやむを得ない措置だと了解しております。

ところで、法制定後、七年を経た現在でも、司書教諭の発令を受けている者及び司書教諭の有資格者は、なお、非常に少ない状態にあります。この原因は、司書講習が円滑に行なわれていないというよりは、一般教科の教員が不足しているところからきていると思われるところであります。これがため、現場では、やむを得ず、図書館事務員を数多く採用し、図書館をささえているというのが実情であります。

昨年一月に行なわれた全国学校図書館協議会の全国実態調査の結果によれば、このような事務員の数は、高等学校で約五千名、小・中学校で約四千名、計九千名に上っております。そして、その給与の支出を見ますと、約七〇％はPTA等の私費負担であり、わずかに三〇％が公費負担であります。私費負担による事務員は、昇給もなく、社会保険の適用もない有様で、せいぜい月額五千円程度の給与しか受けていないというひどい待遇であります。また、公費負担の場合も、たとえば、学校司書、司書見習、主事、主事補、講師、実習助手、用務員、雇員、給食婦等々三十種類に余るさまざまな任用形式がとられており、その身分、待遇ともにもことに不安定であります。

御承知の通り、本年四月一日以降は、市町村立学校で働くこうした事務員等の給与は、PTA負担等に転嫁してはならない旨、地方財政法が改められました。また、これらの事務員の職務は、図書館業務を行ないつつ、生徒・児童の読書指導等の教育面をも担当するわけで、その責任は重く、従って、それにふさわしい養育、資格を必要といたしますが、現に働いているこれらの図書館事務員の学歴は、大多数が高校もしくは短大卒であります。

右のような諸事情を勘案いたしまして、今後の方向としては、第一に、こうした図書館事務員の身分、待遇を安定化するとともに、その素質をさらに高めるため、助教諭である者もしくは助教諭たるべき資格を有するもので、一定の講習を受けた者については、司書助教諭に任命すること、第二には、小・中学校において、新たに助教諭に任ぜられ、司書助教諭を命ぜられた者の給与は、自動的に市町村立学校職員給与負担法によって県費負担とされ、その半額は、国庫負担とされることにより、市町村やPTAの負担を軽減できること、この二点が、真に学校図書館を充実する道であると信ずるもので

あります。

以上の理由により、現行法に必要な改正を加えることが適切であると考へ、ここに、本法律案を提出した次第であります。

改正のおもな点は、現行法第五条を改めて、学校には、司書助教諭を置くことができることとし、司書助教諭は、文部省令で定める一定の講習を受けた助教諭でなければならぬといったことである。

なお、講習計画の立案と実施、地方財政計画の策定と義務教育費国庫負担金の計上等の準備の諸点にかんがみ、本法の施行は、昭和三十七年四月一日といたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概略であります。

何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成下さいませようお願い申し上げます。

○委員長(平林剛君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(平林剛君) 次に、当面の文教政策に関する調査を進めます。

質疑の通告がありますので、発言を許します。米田勲君。

○米田勲君 内藤初中局長にまずお尋ねをいたしますが、憲法二十六条にあるところの義務教育は無償とするというこの憲法の解釈を、先般、局長が何かの機会に公式に発表していることが報道されておりましたが、この義務教育は無償とするという憲法の規定は、授業料は徴収しないということである、こういうふうに限定をして解釈をしていることが発表になっておりました。

一体、授業料は徴収しないというところが憲法にいう義務教育は無償とするという意味であると特に限定した根拠が知りたいのです。私はそういう解釈をとっておられないので、この際、まずその点について伺いをいたします。

○政府委員(内藤三郎君) 憲法で、義務教育は無償とするという規定がありますが、この無償の範囲をどの程度にするかということが憲法制定当時から実は問題になってきたのでございませう。で、教育基本法を制定するときにあたりまして、無償の範囲は授業料を徴収しないというところが現在では精一ぱいであるというので、この基本法の第四条に「国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。」との規定が実定法の上においての規定でございまして、義務教育の無償の範囲はどの程度にすべきかというところは、その時代等によって、また経済状態によつて変えられるべきものと思ひますけれども、現行法の建前から見ますと、この教育基本法第四条の趣旨が法律的にきめられた唯一の規定である、こういう趣旨を述べたのでございませう。

○米田勲君 その基本法にあるところの授業料を義務教育は徴収しないという、そういう定めのあることは覚えております。しかし、そのことが直接的に憲法二十六条の義務教育は無償とするということにびつたり合致している建前で定められた法律だとは解釈してないわけでありませう。私は、この義務教育は無償とするという後段にう

たつた前に「国民は法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ」と、国民が子供に普通教育を受けさせる義務を負うというその「義務」に對照させて義務教育は無償とする憲法はうたつておるわけでありませう。この憲法の建前は、ただいまあなたが言われたところの教育基本法になるほどそういうことが書いてあるうとも、憲法のいう建前は授業料を徴収しないということに限定されて解釈されるのは妥当でない。この二十六条全体から考えてもそういうふうな考えられるわけでありませう。それをことさらに憲法解釈をそのように限定するのはよろしくない。現在財政上の関係があるとか、あるいは何かという理由でこれしかできないかという意味と、憲法のこの義務教育は無償とするという規定はこうなのだからというのだいぶ建前が違ふわけなんですね。その点はどうか。

○政府委員(内藤三郎君) 憲法は国の基本法でございませうので、その趣旨に沿つていろいろとももの法律制度が考えられるわけでございます。で、制定当時から無償についてはいろいろ議論がありました。その結果実定法の上から申しますと、今お述べになりましたように「授業料は、これを徴しない。」ということが無償の具体的に現れた規定である。しかしお話のように、無償というものは授業料だけではないかどうかという点については、私は議論の余地があるうと思ひます。しかし、少なくとも現在の法律制度の上から見ますと、憲法の義務教育の範囲を限定しておるのはこの基本法四条に根拠があるわけでございます。そういう趣旨から立法論としてはいろいろと御議論がされ得ると思ひますけれども、実定法の上から見ますと、この四条の規定しかないのだからわれわれはそう解釈する、こういう説を申し上げたわけでございます。

○米田勲君 私は、その基本法に定められてある授業料を徴収しないということは、それはそれでいいのです。ただそのことが憲法に定めてある義務教育は無償とするという概念の全体であるというところに問題があるうというのです。それは義務教育を無償とするという憲法の規定の重要な一部をなすものであるという解釈ならいいのです。いかがですか。

○政府委員(内藤三郎君) これは政策論なり立法論と現実の法体系と二つに分けていただきたいと思ひます。政策論なりあるいは立法論としてお述べになつて義務教育の無償の範囲をどこまで広げていくか、教科書なり学用品まで広げるかどうかという点については、いろいろ私は御議論があらうと思ひます。ただ現在の行政の上から申しますと、私は法を施行する立場にございませうので、法の施行面から見ますれば実定法に基づいて施行せざるを得ない。現実から考えてみますと、具体的には基本法の四條しか根拠規定はないのですから、それに基づいて都道府県なり市町村は義務を負つておるわけでございます。ですから、二つに分けて考えていただきたいと思ひます。

○米田勲君 文部大臣にお伺いします。が、文部大臣の立場というものは、新しく法を改正する権限を持っております。そういう立場にありませうので、特に私はあなたにお伺いします。が、今、内藤局長に聞くと、実定法の建前からいへば、義務教育は無償とするという憲法の規定は、授業料を徴収しないということなのだ、こういうふうにも限定しておるうに思ひますけれども、私は憲法にいう義務教育は無償とするという意味は、そういう限られた範囲のものではない、こういうふうな解釈しておるわけですか。文部大臣はこの点はどういうふうな考えでおるのか。将来この義務教育は無償とするという憲法の規定をどのように発展させようとしておるのか、こういうふうなことを大臣からお聞きしたいわけですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私も憲法の無償とするという規定は、米田さんと同じ考えであります。憲法は理想を掲げておる。法律的にいつて義務教育の経費が何であるかということとはこれは検討を要するとは思ひますけれども、いやしくも義務教育というものはただでやるのだという理想を掲げておるというところは間違ひない。そこで、それだけでは現実の政治行政の場になりませうので、憲法を受けて教育基本法が授業料は無償とするということをやまず基本的な趣旨にきめておる、その趣旨にきめておる。従つて、教育基本法によつて生ずることは、授業料をとつたならば憲法違反だぞというところである。というところは、同時に授業料以外のことや無償にする立法措置を講じておる。その趣旨は憲法の趣旨にかなうものである。そういう関係に立とうかと思ひます。ですから、今、政府委員からも申し上げた通り、今後の立法措置として何を考へ追加する努力をすべき

であらうかという事はむろん残つておるわけですが、あくまでも憲法の趣旨は理想的な方向づけをしておる。それに近づく努力をするという趣旨に解すべきものと思ひます。

○米田勲君 文部大臣の御答弁で私は一応了解をするわけですが、さきに政府は小学校の一年生の国語、算数等の教科書を無償で配付したことがある。で、その後また財政の關係からやめておるわけですか。私は義務教育は無償とするというのは授業料を徴収しないことなんだというふうな概念でこのことをとらえている限り、憲法のさし示す理想の方向には一歩も前進が不可能だと思ふわけですか。だから私はこの場合、そういう授業料は徴収しないといふふうに限定をして解釈をしない。教科書はもちろん義務教育の児童生徒が使う学用品に至るまで及格的すみやかに国がこれを支給して学ばせるのだという方向に發展をさせていく努力をすべきだと思ふ、教育行政者は。そういうふうな考えますので、この点は内藤局長、どこかの新聞に出ておつて、私はどうも、長い間局長として文部行政に携わつておる人が、そういう限定した解釈で今も立てておつておるようでは、とてもこれは憲法の理想には一歩も近づけない。いつかの機会にあなたに言わなきゃならぬと考へておつたんだが、大臣のそういう回答がありましたので、このことについてはぜひそういう方向に努力してもらいたいということを希望をして次のことに移ります。

実は今全国の各地で問題になつてゐることがあります。その問題は何から起つてきているかという、中学校の生徒が急増してきた。そのために

校舎を増築しなければならぬとか、新しい中学校を建てなければならぬという問題が各地に起つてゐるわけですね。それからまた相当全国的に老朽危険校舎があつて、改築を必要とする。これは文部省側でも実情を調査して知つてゐるはずであります。そういう問題やあるいは運動場が、屋内体操場がないというふうな状態を解決するためにその新設をはかるうと努力をしてゐる、あるいはまた施設、設備等の充実に考へてゐる、こういうふうなことから今全国的に問題になつてゐるのは税外負担の問題であります。文部省では昨年の十二月三日に次官通達を出してゐる。この次官通達の内容が結局今日の市町村の現場において問題が起つてゐる原因をなしてゐる。ところでお聞きをいたしますが、私も去年は地方行政委員会に所屬しておりましたので、このことを決議するときは加わつた一人でありましたが、地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案の審議の際にいろいろお互いに論じ合ひました。その結果、この法案を通す際に、その論議の過程から附帯決議をつけたのであります。

これは御承知だと思ひます。この二つの附帯決議のうち、特に第二項には「税外負担の解消については、その実効を確保するよう努力するとともに、さらに法律上、財政上の諸措置を検討し、これが完全解消のために万全の方途を講ずること」と決議しております。ところが、この附帯決議の趣旨を次官通達には十分に受けておらないといふことが明らかであります。特にこの次官通達の二ページの上から六行目ですが、「なお、今回の法改正は、

P T A 寄付金等住民の税外負担の軽減をはかる趣旨に基づく」といふ言葉が使つてある。「軽減をはかる趣旨に基づく」とありますけれども、われわれがこの附帯決議をつけたときには「完全解消のために」というのはっきりした言葉を使つてゐる。どういふわけであらう。附帯決議の趣旨と違ふような次官通達を出したのか、こういうことをまずお伺ひします。

○政府委員(内藤三郎君) 地方財政法の改正は、御承知の通り、校舎の維持修繕費と、それから学校における人件費等についての父兄に負担の転嫁を禁止してゐるわけでございます。それ以外に学校の建築費とかあるいは教材、教具のような設備費につきましては、この地方財政法は禁止してゐないのでございます。従つて全体的に見られれば、税外負担の解消ないし軽減ということになるわけでございます。この地方財政法の改正だけで全部の税外負担が解消するという趣旨のものではないわけでございます。従つて、人件費と学校の維持修繕費の二項目につきましては、これは今後父兄に負担を転嫁してはならない、この意味ではこれは解消になりますけれども、その他の費目につきましては、まだ税外負担が残る余地がありますので、全体として軽減をする、こういう趣旨をうたつたのでございます。

○米田勲君 文部大臣にお伺ひします。義務教育関係の学校の建築、施設、もちろん人件費等も含んで、一体住民に税外負担をさせるといふ立場は、本来ならば許さるべきことではないと私は考へるわけですが、義務教育を無償とするという言葉で、憲法でうたつておるわけですから、その義務教育をやつていくために必要な校舎とか、運動場とか、あるいは設備等に対して住民が税外負担をしなければならぬ、させなければならぬといふのは、これは本體でないと私は考へるのですが、大臣はいかがですか。

○米田勲君 たいだいまの答弁がございましたが、私たちが地方行政委員会において論議したときも、この住民の税外負担の極度に高まつてゐることを非常に問題にしたわけですね。その結果がこの附帯決議になつたものであつて、単に三行くらいしか行がないから、これは軽く考へてもいいということではななくて、相当長時間にわたる論議の上はが非でも住民の税外負担を早急に解消したい、そういうことで載せたわけですね。文部省も三十六年度の予算では、P T A の負担があまりにも過重になつてゐるということ、ごくわずかであつたけれども、国も何とか解決の方

向に向かおうとして努力して予算に計上した。全国的に何百億に上る住民の負担であります。そういう立場から考へて、私はこの住民の税外負担を極力なくするようにしたいといふ次官通達でないんです。それなのに、あなたの方で出したのですからよく覚えていますが、「法改正は」といふことで、その附帯決議の中にあつた完全解消といふような意味はうたわないうで、ことさらに軽減をはかる趣旨だといふふうに置きかえて、そうしておいて、次のページのところに(2)にあります。新築、増築、改築等に要する経費は含まれないといふことがうたつてゐるわけですね。一体、完全に今法の上で禁止をしたこの人件費、維持修繕費ですね、これはもう絶対にしてはならないと禁

止規定を置いたわけですね。その他については禁止規定がございませうけれども、お話のように、これは解消すべく最大の努力をすべきものと心得てゐるわけでございます。

○米田勲君 文部大臣にお伺ひします。義務教育関係の学校の建築、施設、もちろん人件費等も含んで、一体住民に税外負担をさせるといふ立場は、本来ならば許さるべきことではないと私は考へるわけですが、義務教育を無償とするという言葉で、憲法でうたつておるわけですから、その義務教育をやつていくために必要な校舎とか、運動場とか、あるいは設備等に対して住民が税外負担をしなければならぬ、させなければならぬといふのは、これは本體でないと私は考へるのですが、大臣はいかがですか。

○米田勲君 たいだいまの答弁がございましたが、私たちが地方行政委員会において論議したときも、この住民の税外負担の極度に高まつてゐることを非常に問題にしたわけですね。その結果がこの附帯決議になつたものであつて、単に三行くらいしか行がないから、これは軽く考へてもいいということではななくて、相当長時間にわたる論議の上はが非でも住民の税外負担を早急に解消したい、そういうことで載せたわけですね。文部省も三十六年度の予算では、P T A の負担があまりにも過重になつてゐるということ、ごくわずかであつたけれども、国も何とか解決の方

止しているんですが、それでは法の建前は新築、増築、改築等の経費は、税外負担として取つてもいいのだという、そういう法の改正趣旨なのかどうか、特に附帯決議までつけた本院の立場とすれば、こういう逆手を用いて通達を出すようなことは本意ではないはずである。これはむしろ法の改正の盲点について住民の税外負担を増大さすような通達になっておったのだが、こういう通達は立法の建前からいっても、本院の審議の経過からいっても間違ひではないですか。こういう逆手を使う通達を出すということはどうですか。

○政府委員内藤善三郎君　法は現実
に守られなければならぬと思うのであ
ります。そういう意味から法の適切な
解釈をすることが必要だと思ふので
す。現実申しましてお話のようにあ
らゆる父兄の負担の軽減をはかるのが
私どもの役目でもあるし、また当然の
責務だとも考えておるわけでござい
ます。しかし、今日まで相当多額な父兄
負担のあることも事実でございます。
そこでまず何か最初に手をつけるか
ということになって、学校における司
書とか、あるいは給食の調理員とか、
事務補佐員とか使丁、給仕のようなそ
ういう人件費に類するもの及び学校の
維持修繕費、特に光熱水料とかあるい
は補修繕とかこういうようなものは、
もう絶対に父兄に負担を転嫁をしては
ならないというのがこの法律の趣旨で
ございましたので、まずここから根本
的に一つ解決の糸口を作っていき、漸
次建物の新改築につきましても、教材
教具につきましても禁止措置を講ずる
べきだ。しかし、法で禁止措置を講ずる
以上は、法はあくまでも守られなけれ

ばならないという前提を考えますと、一挙に全部解消することは困難な点もあろうかと思えますので、この法が確實に施行されるように、老練心ではございしますがその点を明記したわけではございまして、決してこういうものが寄付するというような奨励的な意図は毛頭ないのでございます。

○米に黥君 老婆心ながら要らないことをしてくれているのです。だから問題が起こつておる。今、大体、人件費や建物の維持修繕費を取つてはならぬなということを書いた意味は、その逆に、改築や新築や増築の費用は取つてもいいということをおる意味ではないのですよ。これは住民の税外負担を完全解消させようという立場で主張しているのです。そういう方向をさしているのです。あなた方の言うようなやり方だと、建物の維持や修繕に使う金よりも、新築や改築、増築等に要する建物はもちろん校地の買取等でさらに一そう金がかかるのではありませんか、こっちの方が。そのこっちの方がたくさん金のかかる方については法は禁止していないのですという読み方は、これは取つてもいいという読み方なんです。この通達は、老婆心ながらなどという善意な解釈はできないですよ、これは。法がそれを全部禁止しなかつたことをいいことにして逆手を使つて住民の税外負担をさらに増大させようとする、ねらつてゐるこの通達でありませんか。だから今、文部省は前に地財法の改正はあったが、それは人件費と維持修繕費だけなのであつて、改築費や増築費や新築費は取つてもいいのだ、だから出しなさいといつてでんどんやつてゐる。住民はそれで

お手あげをしておる、こんなばかなはずはないと。法の改正した建前はこういうことでないのじゃないかという声があちらこちらに起こつてもんぢやくの種になっておる。一体、文部大臣、こういう通達を出した文部大臣に責任があります、これは一体、地財法の改正やそのときにつけた本院の附帯決議の趣旨を逆用していると考えられませんか。これは禁止をしておるのだが、これは禁止をしていないのですよ、ということをやわざと明らかにすることとは、これを取つてもいいのだということを指導しているのと同じことになる。大臣、そう思いませんか、どうですか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 地方財政法の改正の点に厳密に密着して通達を出したのだということから言いますと、理論的な矛盾は私はないと思います。ただ御指摘のように、受け取り方次第では、奨励しているとはむしろ考えないと思いますけれども、なるほどそういうところは今すぐ解消するのとはじやなかったのかということだけはわかる。またわかつた結果、もんちやくを起すような逆効果がありはしないか、そのおそれでの御発言かと思うのですが、すけれども、そういう意味はおつしやられればわからないでもありませんが、通達そのものが不合理である、けしからぬというおしかりを受けるような筋のものではないように思います。

○米田勲君 それは大臣おかしい。あなた自身も住民の税外負担はこれを完全に解消する立場を主張する人でしょ。地財法の改正も附帯決議も住民の税外負担を完全解消しようという、

P.T.M.の負担があまりにも増大して住民が困っているということもみんなの知っているところなんです。そうでしょう。そして嚴重に禁止をして、取り上げたのは確かに人件費と維持修繕費です。だからといって、わざわざ次官通達まで出して、これはだめになったけれども、これはまたいいのだということを明らかにしたために、この次官通達をたてとって自治体では今しきりに住民から税外負担を強要している。もんちやくが起るかもしれないどころではない。大臣、あなたまだもんちやくが起っていないと思っているかもしれないが、各地にもんちやくが起っているのです、私はこの問題に

ついでここでお話をしているのです。理論的に矛盾はしていないけれどもこれは確かに私は法の裏をかいた、逆手をとった好ましからざる指導であります、この通達は。ここにはまだ取り得る余地があるのですということをわざわざ教えている。その指導に従って自治体は取り上げておる。子供の教育を大事にしている親たちは泣き泣きでもその寄付に応じなければならぬといったような困った事態が今起こっている。このことは私は国とが果たすべき役割、自治体が果たすべき役割を十分に果たし得ないため、果たさないためにその肩がわりを地方の住民にさせるために次官通達でわざわざ法の穴を教えている。確かにだから問題が起っている。これなら取ってもいいのですよとわざわざ出したこの次官通達は、大臣も一度誤解の起こらないように、新築、増築、改築等に要する経費もできるだけ住民の負担にならないようにしていくべきだという通達の趣旨

であるということをしをせひ徹底させてもらいたい。そうでないと、この通達をたてにたとて、法律は決して禁止しておらぬので、文部省もこの点については取つてもいいのだといつてわざわざこれが来ているではないかと見せてやつてゐる現実——だからこれはそういう趣旨ではないのだ、新築や増築や改築に要する経費は取つてもいいのだということではなくて、こういう経費もできるだけ住民の負担にならないようにして解決すべきものなんだというように、通達の趣旨が誤解されないように、再度通達の解釈を出してもらいたい、いかがですか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 今、御指摘のようなふうに、このカッコの中を利用して現地の関係者が良識がないと思います。御承知の通り、そういうつまらない誤解をして悪用するような向きもあるとすれば、機会をとらえましてその誤解を解かなければならぬと思ひます。同時に、このことは何も各学校内の新築、改築、増築等でなしに、建物の関係のみならず、その他一切のPTA負担というものはなくするといふ考え方でやってもいいかと、しかし、實際は人情がからみますから一挙には解消できないとは思ひますが、氣持としてはそういうことで運用してもらいたいといふことは、一般論として適當な機会にその趣旨をはっきりさしたいと思ひます。このことそれ自身は私はおっしゃるほどの——法の盲点をわざと教えているのだなどとおっしゃるほどの意味はむしろ私はないと思ひます。それを逆用するがごとき、現地の人の良識の問題である、こう考えます。

○米田勲君 文部大臣、あなたの性格や人柄だと、そういう逆用をして住民から負担を取り上げるようなことはしないでしょう、あなたは。しかし、現実には文部次官通達がきているのですよ。読んでごらんないと言つて、これをわざわざ見る、住民の代表者等の会合で。従つて、そういうものは出すべきでないのではないかと、人たちをこれで納得させている。そこでもんちやくが起つたので、あちこちから私の方に、これは一体どうなのですかという事できている、前々から。きょうでこれは四回目ですが、これを言おうとして流されて、本日今話をしておる。だから問題が起つたらと、か、そういう悪意に解釈して、利用して、というふうな、そういうなまぬるい話ではなくて、現実には詰まつておる。自治体の方ではやつておるわけですよ。やつておつてもんちやくが起つておる。それなのに、あなたのようにならうに、適当な機会があつたら一般論として言つておきましようなどというなまぬるい話では、あなたの言う住民の税外負担を完全解消しようという考え方は、あまり積極的ではないんですな。私は問題が起つてい

れば、それに対してその誤解を解いてやらねばならぬと思ひますし、また実際問題としていたしましても、事務局は機会あるごとにそういう問題が起れば誤りのないよう指導はしておるようであります。むしろ御指摘のところは具体的にどこでありますか、それに就いて事務局はむしろ従来と同じように適当な処置をするものと期待します。

○米田勲君 何か、問題の起つてい

○米田勲君 その教育長会議というのはいつですか。

○政府委員(内藤三郎君) 五月早々にございますので、その機会に……。

○米田勲君 「通達を出さなければだめだよ」と呼ぶ者あり。実は、この問題につきましては常々文部省は父兄負担の軽減については委員長会議、教育長会議、校長会議、市町村の教育長会議、あらゆる機会に税外負担の軽減につきまして口をすっぱくなるほど説いているわけですよ。そこで、御指摘になつたような誤解がございますれば、これは大へん私ども通達の趣旨に反するのでございすから、五月の初めに教育長会議がございすので、その機会に十分趣旨を徹底させていきたいと思います。

○米田勲君 欠席をした教育長のところには伝わらぬことになりますね。

○政府委員(内藤三郎君) 必ず代理者が出ておりますから御心配ないと思ひます。

○米田勲君 全部ですか。

○政府委員(内藤三郎君) はい。

○米田勲君 そのときに指示するその指示内容はどのような内容ですか。念のためにお聞きしておきます。どういう趣旨内容のものですか。

○政府委員(内藤三郎君) これから協議してききたいと思つておりますが、本件につきましては税外負担の軽減、特に父兄負担の軽減について十分に趣旨を徹底させたいと思つております。

○米田勲君 念のために言つておきますが、地財法の改正はこれとは禁止しておらなくてもそういう税外負担を住民に加重させてはならないという法の建前だから、この通達を逆用して費用をどんどん上げてはならないのだ、そういうことをしては。できるだけ自治体なり国の力でもって解決をつけていくべき性質のものなんだから。そのために住民の負担を増したり、強要したりするようなことはないというところ、この紛争はなくならないか。どうですか。責任を持つてもらえますか。

○政府委員(内藤三郎君) 責任を持つて指導いたします。

○米田勲君 その法の建前だけを明瞭にさせてはだめなんです。それで、その五月初めにある教育長会議にどういふことを御指示なさるか。そして御指示されたときに教育長たちは何を言つたか。理解がどの程度になつたのか。本委員会にその直後報告をして下さい、口頭でいいですから。

それではその次に、私はこれもまた緊急問題なので、法案の審議等もあるであります。が、ぜひこの機会に文部大臣にも聞いてもらいたいし、内藤初中局長にも答弁してもらいたいと思ふのは、三重県の学校の問題です。文部大臣、この三重県の学校の問題は聞いておられますか。

○政府委員(内藤三郎君) 聞いております。

○米田勲君 初中局長、あなたはこの前この公式の場所ではなかったが、わざわざ会議を持って、その経過をわれわれの方の同僚議員が行つてつぶさに事情を調査してきた。その調査に基

づいて相当好意ある意見をあなたにして、あなたもそれを了承して、三月三十一日までは教員の引き上げをさせないで、少しときをおいて、その間に住民との間の説得工作を進めて円満に解決したい。こういう話でしたね。そのために県の教育長を呼んで十分話をし、と、こういうことだったんじゃないやういふことをして、どういふことになつたか。

○政府委員(内藤三郎君) 県の教育委員会の職員を呼んで事情をよく聞いたわけでございます。なかなか本件は複雑な事情でございます。御承知の通り鈴鹿と亀山の町村合併に伴う問題でございます。非常に根が深いのでございまして、昨年以来この問題の解決に県市両当局が非常に努力をしておつたにもかかわらず、去る三月三十一日に教員の引き上げを行なうやうな事態になりましたことを、私大へん遺憾に思つておるのでございます。当時、私は係官を呼んでできるだけ教員の引き上げという事態の起きないやうに指導をしてほしいということ要望いたしましたわけでございます。その後経過を聞いてみますと、もともとの相生中学という中学が組合立であつたわけですよ。そこでその組合立が亀山の方は解消を決意いたしましたして、学校統合をはかつたわけでありま

○米田勲君 文部大臣、あなたの性格や人柄だと、そういう逆用をして住民から負担を取り上げるようなことはしないでしょう、あなたは。しかし、現実には文部次官通達がきているのですよ。読んでごらんないと言つて、これをわざわざ見る、住民の代表者等の会合で。従つて、そういうものは出すべきでないのではないかと、人たちをこれで納得させている。そこでもんちやくが起つたので、あちこちから私の方に、これは一体どうなのですかという事できている、前々から。きょうでこれは四回目ですが、これを言おうとして流されて、本日今話をしておる。だから問題が起つたらと、か、そういう悪意に解釈して、利用して、というふうな、そういうなまぬるい話ではなくて、現実には詰まつておる。自治体の方ではやつておるわけですよ。やつておつてもんちやくが起つておる。それなのに、あなたのようにならうに、適当な機会があつたら一般論として言つておきましようなどというなまぬるい話では、あなたの言う住民の税外負担を完全解消しようという考え方は、あまり積極的ではないんですな。私は問題が起つてい

るから、あなたにこのことを言つてい

○米田勲君 念のために言つておきますが、地財法の改正はこれとは禁止しておらなくてもそういう税外負担を住民に加重させてはならないという法の建前だから、この通達を逆用して費用をどんどん上げてはならないのだ、そういうことをしては。できるだけ自治体なり国の力でもって解決をつけていくべき性質のものなんだから。そのために住民の負担を増したり、強要したりするようなことはないというところ、この紛争はなくならないか。どうですか。責任を持つてもらえますか。

○政府委員(内藤三郎君) 責任を持つて指導いたします。

○米田勲君 その法の建前だけを明瞭にさせてはだめなんです。それで、その五月初めにある教育長会議にどういふことを御指示なさるか。そして御指示されたときに教育長たちは何を言つたか。理解がどの程度になつたのか。本委員会にその直後報告をして下さい、口頭でいいですから。

それではその次に、私はこれもまた緊急問題なので、法案の審議等もあるであります。が、ぜひこの機会に文部大臣にも聞いてもらいたいし、内藤初中局長にも答弁してもらいたいと思ふのは、三重県の学校の問題です。文部大臣、この三重県の学校の問題は聞いておられますか。

○政府委員(内藤三郎君) 聞いております。

○米田勲君 初中局長、あなたはこの前この公式の場所ではなかったが、わざわざ会議を持って、その経過をわれわれの方の同僚議員が行つてつぶさに事情を調査してきた。その調査に基

づいて相当好意ある意見をあなたにして、あなたもそれを了承して、三月三十一日までは教員の引き上げをさせないで、少しときをおいて、その間に住民との間の説得工作を進めて円満に解決したい。こういう話でしたね。そのために県の教育長を呼んで十分話をし、と、こういうことだったんじゃないやういふことをして、どういふことになつたか。

○政府委員(内藤三郎君) 県の教育委員会の職員を呼んで事情をよく聞いたわけでございます。なかなか本件は複雑な事情でございます。御承知の通り鈴鹿と亀山の町村合併に伴う問題でございます。非常に根が深いのでございまして、昨年以来この問題の解決に県市両当局が非常に努力をしておつたにもかかわらず、去る三月三十一日に教員の引き上げを行なうやうな事態になりましたことを、私大へん遺憾に思つておるのでございます。当時、私は係官を呼んでできるだけ教員の引き上げという事態の起きないやうに指導をしてほしいということ要望いたしましたわけでございます。その後経過を聞いてみますと、もともとの相生中学という中学が組合立であつたわけですよ。そこでその組合立が亀山の方は解消を決意いたしましたして、学校統合をはかつたわけでありま

○米田勲君 いや、経過はいいのです、局長。経過は知つてい

三十一日には教職員の引き上げをしな
いで、話し合いを続けるようにという
指導をいたしました。ところが遺憾な
がら、三月三十一日に両方の市が十分
な解決策がでないで、教員の派遣を
やむなく中止せざるを得なかった。そ
こで今日は教員がなくて、授業もろく
ろくしてないような状況でございます
。そこで、再度県の教育委員会の係
官を呼んで事情を聞くようにいたした
わけでございますが、実はきのう来る
という約束でしたが、まだ県の方から
見えなかったわけですが、その後の経過
を聞いてみますと、両市を県の方に呼
んで、そしてこの打開についていろ
ろ話し合いをしたと伝えられておるの
であります。そこでなるべく早い
機会に、少なくとも四月中旬くらいに何
らかの解決策がでないかどうか、も
う一ぺん県の方が、両市を仲介するよ
うな立場に立って指導するように、県
にも指導助言を与えたい、こう思っ
ておるわけでございます。

○米田勲君 文部大臣、三重県には、
ただいま百二名の生徒がもとの学校に
立てこもって、大学の学生、その他の
人で、最近までは、先生でなしに、そ
ういう人について自習をしておった。
大学も始まって、そういう人もいなく
なったきよう現在では、この百二名の
生徒たちはこの校舎に立てこもって自
習している。先生はただの一人もいな
い。そういう学校というか、そういう
ところがあるのです。ずいぶん早く
から私たちは局長に話をして、解決方
を頼んでおいたのですが、三月三十一
日で、お聞きのように教員を全部引き
上げてしまった。そうしてきのうその
人たちが来たのです、実をいうと。

この部落の人たちが来た。初めて私
会いました。ところが、内藤さんと話
し合いをしたときよりも、さらに二十
八名生徒を増員しておる。こういうもの
を持ってきた。相生中学校校長反
對署名書、これは全部で六百二十三名
署名しております。この中に、しか
も、この両部落全体にわたっているの
です。市や県の当局が、もしこの学校
を取りつぶしに来たり、机だとか、備
品を撤収に来たりすれば一揆が起こ
かねない。夜を日について警戒を出し
ておる、この部落は。そういうとんで
もない事態になっておるのですが、大
臣、一体、県の教育長を呼んだり、両
市の当事者を呼んで手ぶらで解決はで
きないと思うのです、こうなったら、
何か適当なあつせん案がなければ手
ぶらで意見を聞いても私は早急に解決
つかぬし、解決がつかないといふれば、
状況は一そう悪くなります。漸次、今
まで亀山中学校に通っておった子供た
ちも、そこから抜けて、前の学校に立
てこもり始めておる。両部落全体にお
たつてこの反対運動が拡大しちやっ
ておる。それはすでに亀山中学校に子
供をやつておった人たちが、やるときの
条件を満たしてくれないというわけ
です。約束を破つたという、市の方が
だかもう約束を破つたのであれば、
その学校にやらないといつて、こちら
の方に立てこもり始めたわけではな
い。私は私たちが心配して、局長に話
したときよりも、一段と悪くなつてお
ります。険悪になっております。そこ
で、前と同じように、県の教育長を呼ん
だり、市の当事者を呼んだりして話を
聞くなどということだけでは、私はこの
問題の解決にならぬと思ひます。文部

省側の調停あつせん案の一つわれ
れに聞かしてもらいたい。安心ができ
ればこの質疑は打ち切りますが、安心
できないような、手ぶらであれば、
もう少し私突っ込んで意見を述べたい
し、お聞きもしたい。どうですか。

○政府委員（内藤三郎君） 先ほど
ちよつと経過を申し上げて、米田委員
からやめておけとおっしゃったのです
が、実は非常にこのあつせんをする場
合にむずかしい要件が二つほどあるわ
けであります。一つは、亀山市がす
でに学校統合を決議して、組合立の学
校を廃止してしまつた。鈴鹿市も廃止
を決議して組合立の学校というのには
存置しないわけです。だから正式に認
知されてない。亀山の方は学校統合で
補助金ももらつてしまつて学校も建
ちやつた。それから今度は、鈴鹿の方
は、今ある相生中学校という学校は、
亀山地区に学校がある、鈴鹿の地区
じゃない。で、そこにも問題がある。

それからお話のように、亀山は、当初
はスクール・バスを出すということ
で、バスを一月ほど出したそうだけれ
どもそれをやめてしまつた。そして亀
山の方にいった者がまた戻つてしま
つた。今設置者であるところの亀山なり
鈴鹿の市が、両方で認めてない何か建
物があつて、そこに子供がたむろし
ておるといふ状況なんです。で、問題
は、鈴鹿と亀山の市がどういふふう
にこれを解決するかという私は基本的
問題があると思うし、果がその中に
あつてどういふあつせんをしてい
るか、この事情をつまびらかにいたし
ませんと、文部省としても適切な指導
なり、あつせんなりというものが用意
できないと思う。ですからまず、第一

階としては県を呼んで、果が両市に
対してどういふあつせんをしてい
るか、あつせんめどがどの程度につ
くのか、こういうことを十分調査した
結果、どういふ案なら一番まとまり
がいいのか、そういう点をまあ第一階
として十分調査したいというのが私
どもの考え方でございます。

○米田勲君 局長のそういう話は私
納得できないのです。信用できない。
大体において、あのときにあなたは
教育長を呼んで、三月三十一日には少
くも教員を強硬に取り上げてしま
うことを待たせて、時間をおいて解決
策を生み出そうという約束だつたので
その一つさああなたの力で何も納得
させられないでしよう。その人が最悪
の事態が起きているのに、また手ぶ
らで話を聞くというのでは、なかな
か早急な解決はめんどうですよ。も
つと積極的な解決策はないですか、
あなたのほうで。

○政府委員（内藤三郎君） これは
両市の問題が根本にありますから、
教育委員会だけで処理すべき問題
でもないわけなんです。また解決で
きる問題でもないわけでございます。
両市の当局者がどういふお考え
なのか、その両市のお考えを十分
聞いて、果がどういふあつせんを
しているか、こういうことなんです。
この話は三月のたしか私中
ごろと記憶しておりますが、あるい
は下句でしたか、米田委員はじめ
数氏の方から事情を伺つたわけ
でございます。私はその当時は、一
応あなたの方のお話は聞きました
けれども、これは根がこじれてお
る問題とは思ひなかつたのでござ
います。そこでともかくとして、
三月三十一日までで教職員の引
き上げをするという今までの考

え方を變更するように、これは県の教育委員
会にも言うたわけです。ところが、
両市がえんじない、私の力が及ば
ないせいもございませうけれども、
あるいは私どもが両市の実情とい
うものの把握の仕方が足りなかつ
たとも思うのでございませう。で、
私どもとしては子供たちが、この
両市の、あるいは親たちの犠牲に
なつて不幸な状態を長引かせる
ということは、これは非常に情け
ないし、忍びがたいことである。
そこでできるだけ、まあ子供たち
には罪はないのだから授業を継続
するようにということで指導して
参つたわけでありまして、両市の
頑迷な態度でどうにも解決が
つかなくなつたといふことは返す
返すも私残念に存じているわけ
であります。そこで県の教育委員
会も、今日まで、私は積極的にこの
調停に立ってゐると思つていない。
もう少し県の教育委員会も積極
的にあつせんなり調停の労をと
つていただきたい。そうして
両市を呼んで果がどういふあつ
せんのか、このことを私はずっと
最初に聞いて、なるべく早くこれ
を解決するように私どもも積極
的に指導をいたして参りたい、
こう思つておるわけでございま
す。

○米田勲君 文部大臣、その今の話
ですと、だいたいこじれてゐる。時
間がかかるわけですから、何と
しても。その間、この子供たちは
全然教育を受けられない。その
暫定期間、この子供たちをどう
するか。それまでは、話がつくま
でははうっておくよりほか仕方が
ないと思ひますか、どうですか。

○國務大臣（荒木高壽夫君） 実情を
詳しく存じませんので、見当を
申し上げ

て、見当を申し上げ

て、見当を申し上げ

て、見当を申し上げ

る以外に方法がございせんが、何とかそのもよりの中学校に応急的に収容して、授業に穴があかないように生徒たちを収容する方法はないものだろうか、そういうことぐらひは市当局あるいは市議会等が住民の代表という立場において当然考へてなし得ることではなからうか。またそういうことを県の教育委員会もなせやらないだらうかということはよくわかりませんが、そのことが今政府委員が申しました根が深く、感情問題になつていて、きわめて常識的に当面の措置として明らかに、子供たちにとつて必要なことすらもなせないうぐらひに感情が激しているのではないかと、まあ想像するわけでもあります。あつたが、私にそういう手でも打つて、そして根本的な解決には時間がかかりましようとも、子供の教育そのものにはなるべく穴のあかないようなやり方を実現させるのが一つの目標ではないかと思ひます。

○米田勲君 文部大臣は事情を知らないからそういうことを言ふんだらうけれども、その問題が解決つければこの問題は解決つづの事です。これは鈴鹿の方の、この旧合川村の子供が天栄中学校の方に通うのは七キロ、それから旧屋生村ですか、亀山市の方の亀山中学校の方に通うのに同じく七キロ、この部落からはそういう遠い所に通うことが非常に困難だといふことが一つにはあつて、それで今の問題が発生してきていますので、暫定期間そのもよりの中学校に通わして置くことはできないかといふことは、事情をわきまえておられない文部大臣の案なんです。それができれば問題はないわけですが、私はこの子供たちが、これから親たち

の、おとなの何かわからないがごたごたした中で、今發育盛りの子供が長い間にわたつて教育から放置されてしまふ、こういうことはどうも忍びがたいことではないか、何らかその暫定期間、引き揚げた先生を暫定的にでも話がまとまるまではこの組合学校、もとの組合学校に配置をさせて、そして教育の活動だけは続けさせておいて、その間、解決の話し合いをつづけるということだけでもしてもらわなければ、犠牲になるのは子供たちだけなんです。何かそういう策はありませんか。名案は出しましたか。

○政府委員(内藤三郎君) 現在は組合立でございまして、組合立学校といふものがあつたけれども、現在組合立学校といふものが存続してないわけなんです。ですから配置するにしようがないわけなんです。ところが、分校といふことで鈴鹿の分校にすれば、これは配置が可能でございすけれども、分校でもない、学校でもない、建物はあるけれども学校でもない、まあこういう状況なんです。ですから、本来両市が学校の設置者であり管理者であるから、両市が何とかしてこの相生部落の子供の解決をしていく、そのためにはどういふ条件なら部落が納得するのか、こういう点について両市が私にも、果ては配置しようにも配置する学校がないといふことなんです。その辺は第三者にもう少し相談をさせなければならぬ。それから、これは米田委員も御心配のように、いつまでもこんなことを放置しておいてはいけなかつたと思ひます。私は期限を切つて解決をした

で、もうしばらく時をかりしていただきたいと思ひます。

○米田勲君 それでは私はきょうのところは、これ以上言つても策がないといふので、しばらく局長さんの手のうちらしいので、しかし、それにしてもこの問題をあなたに話をしてからもう一カ月以上経過してゐるのです。そして事態はますます悪くなつてきてゐる。だからあなたは、もう少し時をかりしてくればばつたつと解決つづますといふこととならないのだから、それもまだ見通しが立たないといふことなら非常に問題になりますので、これは文部大臣、一つ積極的に文部省側でもこの問題を解決するための策を立てて、そして子供たちが長い間犠牲にならないような方法で、部落の住民も納得し、市側も了承するような方法でこの問題の解決を打つていただきたい。それこそこちらで日を切つてあなたの方で対策を進めることを要求いたします。何日までとはきょうは言ひませんが、できるだけ早く手を打つて、次回の委員会あたりでまたその経過をお聞きします。

ではその次に、もう一つは、これは厚生省と話し合ひをしてゐるうちに、はしなくも文部省がどうも事情を理解していないために問題になつてゐるといふことがわかりましたので、きょう緊急にお伺ひしますが、実は小児麻痺が集団発生をしてゐるというところは厚生省でないあなたの方をよくわかつてゐると思う。特に私の出身地である北海道では去年集団発生をしました。千六百名からこの小児麻痺が出た、そのうちの大体四〇％くらいは後遺症になつて、これはもう生涯かたわ者として生活しなければならぬ状態です。そこで

私は北海道だけでなしに全国的に、九州でもそうですが、この小児麻痺がずいぶん出て、肢体不自由児が相当ふえてきてゐるのであるが、一体、肢体不自由児養護学校といふものが養護学校といふものです。そういうものの現状は全国的にどういふふうになつてゐるのか、それを概略でいいですからちよつとお聞きしたいわけですが。

○政府委員(内藤三郎君) 肢体不自由児の子供たちは治療を要します。で、現在までのところ都道府県に県立の養護学校の設置を奨励して参りました。全国で二十七校ぐらひはできてゐるように思ひます。

○米田勲君 肢体不自由児の現状から見て、この養護学校なり養護学校の設置の仕方が非常に少ないといふことを認識していただかなければならない。これはそのことを早急に調査してもいい。特に私はきょう文部省側にはつきり理解をしてもらいたいのは、盲聾の特殊学校のときにもそうなんですが、高等部の設置について、どうも文部省は決つて困る。義務教育関係の小・中だけ置けばそれでいいだらう、高等部はだとか高等部といふのは余分だといふ頭がどこかにあるのじゃないですか。特殊学校の問題もそうだし、いつでも高等部の設置の問題については、養護学校にも同じように高等部を置いてゐない。厚生省側の言い分は、われわれは小中だけだなく、高等部を置かなければどういふ肢体不自由児で世の中に暮らしていいか、しかり、文部省側はどうもその必要性を理解してくれないといふのが言ひ分なん

ですよ。なぜ高等部を置く気にならないのか、その理由をちよつと聞いてみたい。

○政府委員(内藤三郎君) それはほんでもない誤解でございまして、私どもは盲聾の場合でも、養護学校の場合でも高等部まではぜひ作るように指導してゐるわけでございます。ただ、高等部は義務制と違ひますので、建物や人件費の補助はございせんけれども、まあ県立学校、県に二校か三校の学校でございまして、県でこれは設置していただく。ただ子供には、これはお気の毒でございましてから設置奨励の、義務制に準じた奨励費を援助してゐるわけでございます。で、現に東京都の光明学園の高等部には奨励費も出してゐるものでございす。ですから、高等部のある学校には子供には就学奨励費は義務制に準じて出すようにいたしております。決して高等部を設置することを文部省がためらつてゐるとか、あるいはいい顔をしないんといふことは毛頭ないのでございます。盲聾の場合でもほとんど全部に高等部が置かれてゐるような実情でございす。

○米田勲君 それではなぜ高等部が現在各都道府県に置かれてゐるのに、この肢体不自由児の養護学校に高等部が置かれてゐないのですか。現状は置かれてゐないといふことは、現状は置かれてゐないといふことはどういふことなんですか。そこを考へなくちゃならぬ。あなたは今の法はこうなつてゐる。で、学校作るにしても、何しても金をやるというわけにはいかぬ、そういう消極的な立場ではこの問題、解決つかないですよ。あなた小児麻痺になつて

後遺症になった子供、見たことありませんか。あります、ないのじゃないですか。あなた。あの小児麻痺などになつて後遺症になったのは、もう常人並みには世の中、渡つていけません。従つて特殊な何か技術を教えないければだめですよ。特殊な技術を。それを小中ではやれない。高等部に設けてそこでからだの不自由な個所に応じた技術指導をして、そうして世の中に出してやらなければ生きることさえできないのです。しかし、現状はどこも作っていない、文部省の責任でないとは言わさない、私は。法がそれを出すことを許していないのなら新しく法を出さない、議院に。そうして積極的に高等部が設置できるような財政の援助をして、積極的に都道府県の義務学校に高等部ができるようにすべきだと私は思うのです。どうですかその点、あなたでは言えませんか、文部大臣でなければ。

○政府委員(内藤三郎君) 義務学校は現在義務制になっていないのでございす。そこでせめてこの学校の建築をする場合、あるいは教員の俸給等につきましては、これは義務制と同じように半額国庫負担をいたしておるわけでございます。で、将来なるべく早い機会に私も少なくとも都道府県に義務学校設置の義務だけは課したいということ、大蔵省と五カ年計画で今日まで折衝いたしておるわけでございます。この点について大蔵当局も異存がないわけでありす。ただ、高等部まで義務制にすることは父兄の立場から見ると困難であらうと思ひます。それで現在までのところは就学奨励費についてだけは、これは義務制に準じ

た扱いをしていくわけでございます。お話のように、建物につきましても、あるいは教員につきましても、義務制に準じたような扱いをすることも一つの方法かと思ひますが、これは官費についても同様なことが言えると思ひます。現在官費につきましても学校建築費、あるいは教員の俸給費については国が負担をしていない。しかし、私どもの考えでは県で一校か二校のことでございますから、義務制以外のものは県でやり得るという実は考え方を持つておるわけなんです。この点については今後十分県の立場も伺ひまして適切な措置を講じたいと思ひうございす。

○米田勲君 文部大臣、これは義務学校のことにしても私は同じ意見を持つておるのですが、この肢体不自由児を教育するという点については、私はやはり文部省で特段の考えに立つてほしい。ほかの人並みに暮らしていかないような条件になつてしまつていくそういうわかいような子供たちが、世の中を暮らしていきけるような条件を作つてやるのが私は国の教育をあげてやる立場の人のもの考え方ではないかならぬと思ひます。今の法は義務教育になつておらぬからそれで金をどうだこうだといつておつたのは救われないのはこの子供たちだけなんです。全身が正常で能力もある子供たちの教育もさることながら、一生日陰のような暮らしをしていかなければ生きていくことさえできないような子供たちのために私は特別の措置を講ずべきだ、法律が今ないのならば法律をこしらえて、そうして教育ができるようにすべきなんです。私は高等部ま

で義務教育にしたらこれは困るだらうというのは内藤さんの個人的な見解で、その人の親にしたら国が援助をしてやるということさえできれば、もう喜んで高等部までやつて自分の子供に何とかして生きていける技術を身につけさせてもらいたいと思ひるのはその子をかかえた親たちの気持なんです。ですから、私はこのことについては大蔵省もお話を十分聞けば理解してくれるものと考えますから、少なくともおそれることも来年度予算では積極的に高等部も設置できるように財政措置を講じられるよう、そういう諸法規の改正をやつてもらいたいということを強く考へておるが、この点、文部大臣、いかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 同感でございます。検討の上に善処したいと思ひます。

○米田勲君 ずいぶん文部大臣との間には善処をしてもらわなければならぬものがたくさんあるのですが、このことは一つ忘れないで下さい。いいですか、来年度予算ではぜひつてもらへるような必要な法案を出すとか、法の改正をするとかして、この肢体不自由児が世の中に生きていけるような道を講ずる責任を持ちますか。このことについて責任を持ちますと言つたことなので、このことだけは責任を持つてやるということを一言言つて下さい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 義務制にはできないと思ひますが、極力御要望の線に沿う努力をいたします。

○米田勲君 文部大臣、義務制にできないという理由は何ですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) これは義務づけるということよりも、現実に御指摘のような、そういうかわいそうな子供たちがどうにか自分で自立していけるようなところまで育成するというところにあると思ひます。義務制にする、せぬということよりも、実質的に目的を達するという方向をたどることが妥当じゃないかというふうに考えましたから、義務制はちよつと私も考えられないんじゃないかと、こういう考へであります。

○米田勲君 義務制にするしないは問題ではないのだが、現行法からいくと国から金を援助するのに道を閉ざされているんでしよう。だからそういう面でも私も言ったのであつて、積極的に学校の施設のための経費、あるいは学ぶためのいろいろな援助、こういうたようなものが思い切つてできて、そうして高等部もそれぞれ新設ができるというふうにしてもらへば、何も義務制にしてみてもわななくつて今のところはいいですよ。そういうふうにしてもらへますね、来年は。一つぐらゐ責任を持ちますぐらゐ言つたらどうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 第一には都道府県が自分の行政区域内にそういう切実な実態がある限り、政府からの示唆がなくてもやるのがあたりまえだと思ひます。ですから、都道府県自体では財政不意なところがある、そのために気持はあつても実現できないということが多かるうと思ひます。それに対して資金をあっせんするなり協力をする。そうして人件費等その他におきましては、先刻政府委員からお答え申し上げたような道も一応あるわけですから、それを活用するといふようなことで、都道府県へ協力して

いく態勢でいけば着々表現の方向に歩んでいくのじゃないか、こう思ふのであります。そういう意味で努力したいと思ひます。

○米田勲君 再質問。私はこの肢体不自由児の義務学校については、現状設置されているのは少ないからその拡張増設をしてもらいたいということ、一点、ぜひ来年は高等部を設置してもらいたいということが一点。そのために大幅に国が財政的な援助ができるように、そしてこの子供たちが十分に世の中に生きていくような道を講じてやるように、おそくも来年度の予算では、来年度の国会には必要法案を出すといふことを約束したものと考へて私の質問を終わります。

○矢嶋三善君 先ほど税外負担の問題が調査の対象になつたわけですが、これに關して先般要求いたしました資料が三月十五日付で本委員会に出ておりますので、この資料について内容をお伺ひし明確にいたしたいと思ひます。質問する前提として、今まで質疑をされて参つたことを整理いたします。それは私は、内閣は地方財政計画を策定する段階において、地方財政法の改正が四月一日から施行される立法措置に沿つて、地方財政計画を策定するよう閣議において文部大臣は努力するよう努力を約束いたしました。そしてその地方財政計画が確定した後に、四月一日からの地方財政法の改正の趣旨に沿つた地方財政計画はできた。具体的には父兄の負担の軽減ははかられたかという質疑に對しまして、そのようにできたと答弁をいたしております。しからばその内容を詳しくわかるよう

に資料として提出するよう要求しましたところ、三月十五日付で資料が出て参ったわけだ。この資料は二度にわたって私は再提出を求めたわけだが、まず非常に遺憾であることを指摘いたしておきます。何ですか、この資料は、地方交付税法の一部を改正する法律案の内容を列記したにすぎないじゃないですか。道府県分、市町村分、小学校費、中学校費といつて交付税法の改正法律案の趣旨を羅列したにとどまっています。従つてその内容というものは明確でない。それはそうなんです、法律案と比べますとよけい違ひはない、少し違うだけだ。だからよくわからない。そこで今までの大臣の言明に関連して明確にするために、数点伺いますから明確に答えて下さい。

第一点、それは昭和三十六年度において地方税法の改正に伴う父兄の税額負担軽減は何億円実現されましたか。

○政府委員(内藤三郎君) 矢嶋委員の御指摘になった資料は別途お届けしていると思ひますので、それをあらためていたしたいと思います。父兄負担軽減のための改訂に伴う増加額は三十八億七千万円でありまう。こういうことであります。

○矢嶋三義君 その数字よろしいです。そこで伺ひますが、地方財政計画の策定にあつて、交付税法の改正の段階において、文部大臣としては税外負担分を約何億円を目途としておつたのか、お答えいただけますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 大体、税外負担が推計二百億円余りと承知しておりました。そいつを五年以内に解消したいものと、そういう考え方で努力したいと申し上げたと記憶しておりますが、そういう観点からいたしまして、できることならば四十億ないし五十億見当を毎年減らしていくというところかと心得ておりました。事務当局を奨励しながら、自治省とも十分相談をさせたわけでございますが、ここで申し上げました金額にはやや足りませんけれども、一応この見当で解消の方向に相当歩みを進め得たと思つております。

○矢嶋三義君 内藤局長に伺ひますが、現在における税外負担の約二百億円、従つて計画を策定するにあつては約五十億程度確保したい、こういう方針であるというこの数字には相違ございませんか。

○政府委員(内藤三郎君) 間違ひございせん。ここで維持修繕費の關係が約十七億四千九百万—十七億五千万が維持修繕費、それから補助教員の給与が九億円出ております。これは全体が二百三十億の内訳でございます。方財政法の關係で、まず優先的に改訂しなければならぬ、かように考えたわけでございます。

○矢嶋三義君 それじゃ、このペースでいっても、いつぞやここで御答弁いたしたたのですが、五年間で父母負担は完全解消はしないのですか。今の数字が正しいとすれば。

○政府委員(内藤三郎君) 本年実は四十億程度解消になるわけでございます。昨年地方財政法を改正する当初に三十四億の解消を見たわけでございます。ですから合わせて七十五億程度のものは一応解消になったわけでございます。あと残りのものが教材、教具のような経費が相当多いわけござい

ます。学校の建物の経費、教材、教具、建物の経費につきましては、三十六年度で一応中学校の校舍整備が一段落いたしますので、校舍整備の關係のPTAの負担は三十七年度以降は急速に減するものと考えておるわけでございます。残りは教材、教具の關係の経費が中心でございますので、これを残り四十年のうちに解消したい、こゝう思つておるわけでございます。

○矢嶋三義君 そこで私が要求した資料に書いてきてないから具体にお答え願ひます。通告してありますから、数字を準備してはいます。給食調理員、それから学校司書、事務補佐、それから理科、図工等の助手、校費負担でなくて、こういう職種で働いてる員数は何名いると数字をつかんでるか、お答え願ひます。正確にお答え願ひます。

○政府委員(内藤三郎君) 給食の調理員が六千五百七十六人です。それから図書館の司書が四千五百五十五人、それからその他事務補佐員等、これは実習助手等を含めて千五百六十八人でございます。

○矢嶋三義君 あらためて念を押しますが、この六千五百七十六人、四千五百五十五人、千五百六十八人、これは校費負担でなくて、PTA負担にかかる職員ですね。

○政府委員(内藤三郎君) さようでございします。

○矢嶋三義君 この数字は、若干私的持っている数字と食い違ひがあります。これを一応認めて、もう数点伺つてみます。それではこの約三十九億軽減した、地方財政法の改正の趣旨が生かされた、池田内閣の地方財政計画の

中に小学校生徒九百人の学校について○五人相当分、それから中学校生徒七百五十人の規模の学校において○五人相当分の給食調理員が、学校図書館職員が積算されております。これ、地方財政法の精神生かされますか。

そこで具体的に伺ひますが、まあ小学校にいきましよう。小学校の○五人相当分というのは、給食調理員とそれから学校図書司を含んで○五人ですか、あるいは中学校の○五人もそうですか。それをちよつと説明して下さい。

○政府委員(内藤三郎君) これは結局市町村が払つておる経費でございまして、小学校と中学校とを区別する必要はなからうと思つております。そこで今日まで教職員の数が、先ほど申しましたように、調理員、学校図書館の司書、その他の職員合わせて約一万二千名ございします。今回の措置によりまして、財源措置をいたしましたのが一万二千四百人ですから、大体これで市町村の経費としてはまかなう。それが小学校、中学校にどう配分されるかは、これは市町村自体が考えるべきことでございます。

○矢嶋三義君 それじゃあらためて文部大臣にこれは答えていただきました。現在PTA負担にかかるといふことは、公費負担でない給食調理員、あるいは学校司書、あるいは事務補佐、あるいは理科、図工助手等が現在小中学校に相当数働いてる、これらの人々の人件費はこの四月一日から地方財政法の改正の趣旨に沿つて公費負担に切りかえられることに相なる、こゝういふ自信は持っているのですか、お答え願ひ

ます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) さようでございします。

○矢嶋三義君 そこでもう一つ数字を伺ひますが、この年額三万六千円と書いてありますね。ということは、一人年額七万二千元で、それらの人の一月のサラリーは六千円、こゝういふ積算をしたということですか。

○政府委員(内藤三郎君) さようでございします。

○矢嶋三義君 この六千円という積算、これはどこからは引き出したのですか。月俸六千円というものは。

○政府委員(内藤三郎君) これは自治省が地方の、特に町村におけるこゝういふ職員の待遇状況を見て積算をいたしたわけでございます。

○矢嶋三義君 私はここで討論などできませんから、ただ注意だけ喚起しておきますが、たしかに学校図書司等四千円程度で働いてる人があります。しかし、これは非常に不当です。よ、四千円くらいで一月人を雇おうということは、これはあなたの方から私のポケット・マネーで個人的に人を雇うのならけつこうです。しかし、少なくとも最低賃金制がわが国にしかれているときに、公費で雇うべきところの職員を六千円程度で雇うというやうなことは、これは実績からいふと、いふても、そういう実績を使うということは私は不都合だと思ふのだな。これは助手にしろ、事務補佐にしろ、学校図書司にしろ、高等学校くらい卒業してないから役に立ちません。みんな卒業して立派な人。そういう人々の人件費を公費で負担する場合に、六千円で積算をする、こ

これは私は大きな誤りだと思つたのです。これはたとえ自治省がそれが実績だといつても、その点は、文部省側からそれらの数字の是正を私は要求しなくちゃならぬと思つたのです。この点については文部大臣はどういう見解を持っておりますか。

○国務大臣(荒木高壽夫君) 確かに安いと思つた。漸進主義で増額する努力をすべきものと心得ます。

○矢嶋三義君 時間がなくなるから私はあまり追求しませんがね。六千円といふ数字を文部省自身が認めたといふことは私はおかしいと思つた。そうしてあなた方はこの一万二千四百人は全部公費へ切りかえられるといふことですから、もしできなかった場合には池田内閣の責任において善処することを私は強く要求いたしておきます。

それから学校司書の四千五百五十五人といふのも私の調査とはいふぶん違ふ。私の調査は、持つておる数字は約八千から九千です。従つてですね、この財政計画でやつた場合に、地方自治体にしわ寄せがいくか、あるいは切りかえができなくて依然としてPTA負担の職員がいるという事態が起こるおそれが多分にあると私は心配いたしております。これが杞憂になれば幸いですがね。しかし、そういう事態が起こつたならば、文部大臣、国会で速記をつけ答弁をし、約束しておるわけですからね、是正には当然努力されまう。あなた方そういうつもりで閣議においてこの地方財政計画を閣議決定した。そうして委員会ですういふ方針でそういうふうになつていふと答弁しておる。しかし、実態を調査してそういうことになつておらなければ、責任を

持つて是正する義務があると思つたのですが、お答え願ひます。

○国務大臣(荒木高壽夫君) もちろんそういう考えで努力をいたしますが、さしよりその趣旨を地方に十分わかるように通達したいと思つております。

○矢嶋三義君 もう二点あります。ね。それから次の点は先ほど出て参りましたが、助手という言葉が出ました。ね。小中学校の理科並びに図工科の助手というものは現におります。PPA負担で。これは今後の教育推進上、理科、図工の助手はまあ小さい学校はともかくも、標準学級以上の学校には置くようにしなければならぬと思つたのですが、この点についての初中局長の見解を聞いておきます。

○政府委員(内藤三郎君) ああ先ほど八千人の中には市町村負担の司書教員が入つておるうちに私どもの統計では出ておるわけでございます。数字について御検討いただきたいと思つたのでございます。

それから小学校の場合には理科や図工につきましましては、全科担任の建前をとつておりますので、困難かと思つたのでございます。中学校につきましましては、御趣旨の点は理解できるのでございます。

○矢嶋三義君 最後の質問ですがね。その前にさっきの数字を確かめておきます。司書教員については文部省として困難ですね。PTA負担四千五百十五人おつて、それ以外に市町村費負担の学校図書司を加えると、大体八千から九千人といふ数字をつかんでおる。こういうことでございませうね。

○政府委員(内藤三郎君) さようでございます。

○矢嶋三義君 では了解しました。で、最後の質問はこの地方財政計画で、最後に大事ですが、この前大臣答弁したことをもう一回伺つておきますがね。旅費は小中学校の場合は四千四百円、高等学校は六千円を積算しておるわけですね。で、県条例通りに支給されるべきだと。県条例通りに支給されない場合は是正するといふので、長野県の岡谷東高等学校から投書が参りましたので、この前ある機会にこの是正措置をお願い、要求したわけですね。その機会に内藤さんの答弁は、県でそうなつておつても、教員に限つて旅費減額支給条例といふものがあればそうなるのだ。こういう答弁で逃げておる。すがね。もしそういう教員だけに減額支給条例といふものがなくて、旅費規定として県条例だけがあるとするならば、この前の文部大臣の答弁から教育公務員であるが教育公務員でない一般地方自治体の公務員であるが、正規の出張命令を出されて出張した場合、は、条例通りの旅費が支給されるべきである。またそれができるような地方財政計画を中央においても立てるべきであり、それを受けて地方自治体は正規の旅費を支給するべきであり、されてない場合には、大臣もその是正に適切な助言と指導を与えて是正をするといふ今までの答弁を私はここで確認願つておきたいと思つたのです。

○国務大臣(荒木高壽夫君) 仰せの通りでございます。

○野本品吉君 関連して。いろいろ御熱心な義務教育無償の理想の実現あるいは父兄負担の全面的な解消、われわれも強くそのことを願つてやまないの

ですが、私は年来この問題を考へておつたのですが、一つこういう点をどう考へるかといふことなんです。それはどういふことかといふことです。それは、父兄あるいは学校当局の教育実施上の欲望といふものが無限に伸びていくといふことなんです。たとえば、私の地元の例で申しますと、小学校を新しく作つたと、それでやむを得ないから最初はベビーオルガンでやる、その次にはもっと大きなオルガンにする、次に縦型のピアノにする、次にグランドピアノ、こういうことなんです。このことは、まあこれは理想的な教育をやりたいと思へば思ふほどよい教材がほしい、よい教材がほしい。そこで父兄の欲望も学校の先生方の欲望も限りなく伸びていく。そういうふうな状態のようにも思へるのです。そのときに父兄負担、役場の費用ではどうしても買えないから父兄が出し合つていいグランドピアノを買おう。こうなつたときに、そういうことが行なわれる場合に、父兄負担の解消といふことは一体実現できるものであるかどうかといふことは私は疑問を持つてゐる。もし父兄負担の解消といふことを実現しようとするならば、これは教材なり、教具なり、その他所要の品目についてあるいは児童数に、いろいろな学校の諸条件に応じてこの程度の学校にはこれだけのものが入り用だ、この程度のものが入り用だ、というふうな一定の量と質の両面からの基準を設けて、それ以上のものはやらない。こんなふうな考えが当然あつてしかるべきものと、こういうふうな全面的な解消をしなければならぬとい

うことも考へますが、そのことにまじめに取り組んでいった場合に、一体どういふことになるだろうかといふことを考へておきます。拡大鏡にしてもその通りです。理科の学習に拡大鏡を使つておる。拡大鏡ではいけないから比較的程度の低い顕微鏡を使つた。これではまだし切れないから、何百倍、何千倍という高度の性能を持った顕微鏡にしたいといふ欲望が教育に熱心になればなるほどこう伸びていく。そういう場合に二百億といふ現在の父兄負担の解消といふことを目ざして、四十億ずつ五十年間出していつて一体解消できるかどうか。この辺については私は何かのけじめをつけませんと、基準を設けてけじめをつけないといふと、これはどこまで行つても父兄負担の問題といふものは姿を消さない、こ

う思ふのですがこれはどうですか。

○国務大臣(荒木高壽夫君) まあ野本さんの御指摘の点は、私も実は懸念する一つの事柄でございます。一体どこまで行けばいいのかという意味では、確かに不明確なところがあろうかと思ひます。そこで、特に義務教育課程について考えれば、公平でなければならぬ。いやしくも国民の血税を引き当てるに際して整備する以上は、不公平があつてはならないという見地から申しまして、仰せの通りの一つの基準ができれば最も好都合かと思つたのです。さてしかし、その基準が何だといふことになりまして、私もわかりかねますけれども、考え方としては野本さんのおっしゃるような考えが当然あつてしかるべきものと、こういうふうな全面的な解消をしなければならぬとい

いと思ひます。

○豊瀬一君 先ほど米田委員から質問した鈴鹿の問題ですね、これは大臣の問題把握にまことに心もとないものを感じますし、二、三ただしておきたいと思ひます。

実は、これは局長は十分御承知のうちに、つい最近起こったことでなくて、実際は一年間にわたっていわゆる内藤局長の言うところの、学校ではない何らかの施設の中で教育を受けておるといふ現状ですね、だから四月一日から先生がなくなつたから早くがんばりなさい、解決に努力しなさいといふことではなくて、義務教育を受くべき生徒が百人近く、一カ年間にわたつて学校でないところで県教育委員会は教師を派遣するといふ措置を二月以降はやりましたけれども、それでも学校としてのきちんと認可をしておるわけじゃないのです。この事態を見てみますと、非常に長い間かかって県教委、地方教育委員会あるいは文部省も努力されたと思うけれども、一年間も義務教育を受ける生徒たちが不正常的な形において教育されてきた。百数十万におたる人件費を父兄が昨年は負担をして、自分たちの雇った教員で生徒を教授させてきたといふことですね。もう一つは、これも文部大臣御承知だろうと思ひますが、組合立の学校が廃止される際に、組合立学校に定めるところの諸機関には全然事前に諮問あるいは意向打診がなくして、市議会当局において抜き打ち的にこれの廃止が議決された。このことが地元民が憤慨しておる問題の実態です。学校廃止の際の行政機関の不当な措置といふますか、それと局長が答弁されたように、両市の

間にかんがひのわだかまりがあるし、教育委員会が扱ひかねておるといふこの問題です。

それです、この問題を従来から担当してきた局長にお尋ねしたいのですが、私どもが内藤局長に話して大体四十日の歳月がたつてゐる。日数がたつてゐますが、地方教育委員会、市町村教育委員会の代表者あるいは市議会当局者を呼び集めて、県教委が問題解決に、少なくとも内藤局長が一応三月九日以降解決に乗り出してゐます。すなわち、県教委が両市について問題解決するような誠意ある措置をしたかどうか、これをお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) 先般お話を伺ひましてから、県の教育委員会の教育長が県会開会中でござりましたので、代理の者が見えてきて、両市を集めて早急に解決するように努力する。そこで、三月三十一日までに教員を引き揚げるといふ前からの約束について再考してみようといふところまで、実は話し合つて歸したわけではございません。ところが、その後両市の関係が悪化したしまして、教員の派遣を拒否されたような格好でござります。三月三十一日には教員を引き揚げざるを得なかつた。その後私は円満に解決したのかと実は勘違いしておりましたが、この間関係の人がお見えになりました。今先生がいなくて、先ほど米田委員からお話のように、大学の学生も帰つてしまつて、今ふらふら遊んでおるんだといふような状況を聞かされたので、実は私もよく然としたわけ

で、再度三重県教育委員会に連絡をとりましたところ、三重県の教育委員会では両市を呼んで今話し合つてゐる最中だといふことで、近く上京しまして文部省にその報告を申し上げますといふことで別れましたわけですが、実はきのう来る予定になつておりましたが、見えなかつたので、近日中には見えるものと期待しております。その際に――県が少なくとも過去一年間において私ども積極的な指導をしたと見受けられないように思ふのでござります。ともかく相当根が深いし、両市の市長がある意味では頑強でござりますので、両市を呼んで何らかの妥協な解決案を示すなり、あるいは、部落民が納得するような解決策がでないものかどうか、県の案がどういふものか、これをまず問ひたいと思ひます。しかも、期限を切つてこの問題の解決に積極的な文部省も努力してみたい、こゝういふ気持でござります。少なくとも、私は、三月中ごろ以降は県も積極的に解決に乗り出してゐる、これは疑つてゐないでござります。

○豊瀬一君 あなたが率直に、四月以降は事態が解決してゐるんじゃないかといふ把握をしておたといふその把握の問題はさうこれ以上質問を続ける意思はありませんけれども、先ほど言ひましたように、過去一年間にわたつて不正常的運営が行なわれてきておる。従つて、四月になつてまた先生を歸して生徒が放置されてゐる、さあどうしましようといふことではなくして、すでに昨年度数カ月間にわたつて父兄が費用を出して教師を雇つておつたこの時期に、文部省としては、当然、県教委が始末できないとすれば、適当な指導が行なわれてしかるべきであつたと思ふんです。そのことがなされてきておつたのか、あるいはうまく解決しなかつたのかは知りませんが、とにかく過去一年間も義務教育が不正常的に行なわれてきた。それを私どもがやつと問題を把握して三月九日局長に話をしてからあなたが解決の折衝に乗り出してゐるにもかかわらず、事前連絡なくして県教委の方が一方的に教師を引き揚げたといふ措置は、こゝれまた私は問題があると思ふんです。こゝういふ点に対して、やっぱり県教委そのものが問題を解決する熱意に欠けるところがあつたといふに把握するのです。もちろん、調査に参りました私ども社会党議員も、父兄を感動して、自分たちの好む学校に立てこもつてがんばるなさい、これが正常なあり方である、こゝういふ考え方で対処しておるのではありませんし、また、毛頭さういふ考えは持ちません。できるだけ、局長も一緒に聞かれたように、何らかの解決案を見出すように努力しておるのですけれども、肝心の県教委と両市との折衝が行なわれなかつた、これはこれから新学期を迎えて、新入生も、亀山市の方からいわゆる旧相生中学です、廃止された相生中学の方に残留してゐるという形です。早急に措置をお願ひしたいのは、たとえば六月なら六月、七月なら七月、一学期なら一学期と適当な目安をびしゃつと切つてもらつて、その間にいづれかの方に条件を出し合つて解決していく。それまでは、暫定措置として相生中学に残留してゐるところの百数十名の義務教育を受けてゐる中学生、これの教育は、父兄が授業を教えることもできないか

ら、自習だけをときどき見て回つてゐる、こゝういふ事態は少なくとも解消できるように、まずその措置を強力にやつていただいて、それから期限をつけて解決されるような措置をとつていただきたいと思ふんです。地元父兄と接触しておる私ども議員としても、何らかの望ましい方向に、単に父兄の要望という立場でなくして、法に従ひ、しかるべき合法的な解決策に協力することによぶさかではありせんので、その点を十分考えていただいて、現在放置されてゐる百数十名の生徒に対する応急手当だけは早急に文部省の何と申しますか忠告指導のもとに解決されるように善処願ひたいと思ふんです。

大臣も、この点については、一年間も義務教育が行政機関の手を離れて放置されておるといふ事態ですから、そうして第二の面に移つてゐるといふ点を十分考へていただいて、御善処を願ひたいと思ひます。

○矢嶋三義君 大臣のさっきの野本委員に対する答弁ですがね。私は決して野本委員に言葉を返すわけじゃないですけれども、しかし、国会はデイスカッスの場ですから、野本委員の誘導質問で大臣が答弁されたとすれば、国務大臣としてのあの答弁は私はあのままだと承でないと思ふ。だから、もう一ぺんあなたの見解を聞きまして、税外負担の問題はきょう調査されたわけですね。それで、野本委員の将来の心配も、ごもっともだとは思ふんです。しかし、憲法を考へる場合に、大臣が日本の今の時点であらういふ答弁をするといふことは、僕は不思議だと思ふ。納得できないですね。というのは、憲法二十六条では、子女に対して普通教

育を与える義務を負っているわけですね。その義務者は税を納めているわけですよ。それで、学校の設置者は市町村自治体になっているわけですよ。ところが、さきから質疑がありましたように、新築する場合は寄付を取ってもいいということにあつた方も認めているわけだ。だから、学校を建築する場合、父兄は非常にこわいわけですよ。私も、小中学校に子供は行っていないけれども、しかし、自分の生まれ故郷とか現住地に学校が建てられるのは一番こわいんです。もの二、三万は必ず寄付を取られるわけですね。これは、市町村当局は設置責任者に法律上なっているんですよ。住民は税金を納めているんですよ。だから、当然こういう寄付というものは取るべきじゃないのだけれども、現段階としてそこまではないから、大目に見ているというところなんですよ。それから学校設備についても、たとえば理科教育振興法、産業教育振興法は一つの標準というのをきめてはいるはずですよ。標準に達していないのが国の実情でしょう。その標準を上げてほしいというのには産業教育関係者あるいは理科教育関係者の熾烈なる要望でしょう。だから、そういうのが国の現状を考えると、文部大臣としての答弁は、今の日本の水準は低いからもう少し上げる必要がある、それからまた、学校の新築の場合でもそういう多額の寄付金を取らなくて済むようにしなければならぬ、とそういうふうには自分判断しているという答弁なら僕は了承するけれども、文部大臣が、反対の、何か基準を設けてそれ以上は父兄の負担を仰いでもよろしいと、地方財政法

の今度の改正では父兄負担の軽減というが、あるレベル、線を文部省で研究して引く必要があるというようにとれるような答弁をされたという事は、私は不見識だと思ふんです。了承できません。あらためてあなたの真意を伺っておきたい。

○野本品吉君 ちよつと言。私が大臣を誘導してそして父兄負担の解消の問題その他のことについて、税外負担の問題について非常に消極的な態度であるかのごとく受け取られたとすれば、私としてはきわめて心外千万です。先般地方財政の改正をして、四月一日から父兄負担の軽減のための措置がとられたそのときに、私も強く敷地あるいは校舎を新築する場合も、それに当てはめるべきだということの強い主張をして参りました。それからして、その他のことについても同様でありまして、ただ問題は父兄負担の解消というけれども、それを五カ年間なるとして五カ年間やるとときに、そのときに一体それで終えてしまふのであろうか、それから町村の負担能力というものにもおのずから限界があります。そこでそういうものを越えての教育的な熱意から理想的な設備がほしい、理想的なものをはしといつたときに、二百億が解消したときに、すでに欲望は先に行つてゐる。私はちよつとこれはトラップでかけつておいて、競争をしておる場合に、最後の決勝線がある。選手が決勝線に近づくにつれてくると、その決勝線がまた先に行つてしまふ、こういう事態が起こるのではないか。また起こるのがあたりまえだと私は思う。そこに教育に対するいろいろな問題があるので、従つて二百

億を四十億ずつ五カ年間で解消しようとしても、二百億がなくなつたときでゴールは先に行つておる。こういう事態が起こるのだから、だから一定の基準というふうなものを設けないと、父兄負担の軽減とか、あるいは税外負担を解消するとかいう問題は、永久に残る問題であらう、こういう意味で申したので、このことに對して私は消極的ではありません。積極的であればあるほどそういう事態が予見される、こういうことを申したので。

午後二時四十五分休憩
午後二時五十分開会
○委員長(平林剛君) ただいまから委員会を再開いたします。
まず、国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案を議題といたします。
質疑のおありの方は順次御発言を願います。
○矢嶋三義君 ただいま議題となつていますこの国立工業教員養成所の設置等に関する法律案は、技術者の計画的養成、それからベビー・ブームに伴う工業高等学校の新設生徒増員、それから学制制度、そういうものに關係するところがきわめて大きいので重要法案の一つだと思ひます。先般、この技術者の計画的養成についてまずただしかけたわけですが、政府側の意見が統一されていなくて、それをまず統一しておいて願ひたいということをお願いしておたわけですが、間もなく官房長官なり、あるいは池田科学技術庁長官がおいでになるでしょうから、それを確認して質問を續けて参りますが、その前に、私は文部大臣にこの際承つておきたいのですが、この国会当初、文部省は本院に内閣提出の形で提出される予想法律案を本委員会に内示説明されております。今や国会会期はあまるところ一カ月になつてゐるわけでありまして、一月二十三日付で本委員会に出されました法案でまだ出てきていないものがあります。今審議している法案審議計画とも關係がありますから、大臣から、一月二十三日のこの資料に基づいて法案で未提出のもの、今後の見

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 先刻の野本さんのお尋ねについてお答えを申し上げたわけですが、例を引かれましたのは、たとえばピアノの問題、オルガンから始まつてグランドピアノに至るということの例を引かれたことに關して考えますと、父兄の負担があるいは音楽の先生の負担、なるべくいいものを備えて教へたい教へたいということ、これは人情として無理からんことを思います。しかしながら、そういうことを思ひつき希望する学校というものは全部が、あらゆる小中学校が、ことごとくそうであるともまた考えられない道理でございまして、個々別々のその場限りの思ひつきのことが父兄負担となつて現れておる。それが集計されたものなんだということならば、それを完全に解消するといふ場合には、共通的に、不公平にならないように考慮していくべきではないかという趣旨のことをお答え申し上げたつもりでございまして。従いまして矢嶋さんのおっしゃるようには学校の新築、増築、改築等については、今度の地方財政法では措置されなかつた点は、これは政府の努力が足りないところでありまして、今後努力して、そういうことについて寄付を求めんでもいいようにすべき課題として残つてゐる。現実がそれを許さないのが遺憾だといふ課題だとむろん心得ます。理科教育等に基準

○米田勲君 野本さん、今のお話は、あなたの言う通りだと思ひます、今のままでは。だから僕が先ほど次官通達の問題を出しましたが、結局義務教育の關係に住民がPTAの方が税外負担をするという今のやり方を閉じてしまふべきいのです。税外負担をさせない法律を作ればいいのです。そうしてあげてそれは自治体なり国が責任を持つて整備していくのだ、こういうふうになればいいのであつて、私は二百億の税外負担を四カ年で解消するといふことと合せて新築したら税外負担させてもいいのだとか、増築したら税外負担はさせてもいいのだというああいう次官通達を出すよりは、そういうものを禁止するといふことを合せて、禁止するがその父兄の要望は国や自治体が責任を負つて、こういうふうな態勢を立てれば、何ら心配は要らない。私は今のような習慣が悪いのだと思ふ。

○委員長(平林剛君) 他に質疑もなければ、本件に関する調査は、本日のところこの程度といたします。
なお午後は、一時四十五分より委員会を再開いたしますこととし、暫時休憩を

いたします。
午後二時四十五分休憩
午後二時五十分開会
○委員長(平林剛君) ただいまから委員会を再開いたします。
まず、国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案を議題といたします。
質疑のおありの方は順次御発言を願います。
○矢嶋三義君 ただいま議題となつていますこの国立工業教員養成所の設置等に関する法律案は、技術者の計画的養成、それからベビー・ブームに伴う工業高等学校の新設生徒増員、それから学制制度、そういうものに關係するところがきわめて大きいので重要法案の一つだと思ひます。先般、この技術者の計画的養成についてまずただしかけたわけですが、政府側の意見が統一されていなくて、それをまず統一しておいて願ひたいということをお願いしておたわけですが、間もなく官房長官なり、あるいは池田科学技術庁長官がおいでになるでしょうから、それを確認して質問を續けて参りますが、その前に、私は文部大臣にこの際承つておきたいのですが、この国会当初、文部省は本院に内閣提出の形で提出される予想法律案を本委員会に内示説明されております。今や国会会期はあまるところ一カ月になつてゐるわけでありまして、一月二十三日付で本委員会に出されました法案でまだ出てきていないものがあります。今審議している法案審議計画とも關係がありますから、大臣から、一月二十三日のこの資料に基づいて法案で未提出のもの、今後の見

いたします。
午後二時四十五分休憩
午後二時五十分開会
○委員長(平林剛君) ただいまから委員会を再開いたします。
まず、国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案を議題といたします。
質疑のおありの方は順次御発言を願います。
○矢嶋三義君 ただいま議題となつていますこの国立工業教員養成所の設置等に関する法律案は、技術者の計画的養成、それからベビー・ブームに伴う工業高等学校の新設生徒増員、それから学制制度、そういうものに關係するところがきわめて大きいので重要法案の一つだと思ひます。先般、この技術者の計画的養成についてまずただしかけたわけですが、政府側の意見が統一されていなくて、それをまず統一しておいて願ひたいということをお願いしておたわけですが、間もなく官房長官なり、あるいは池田科学技術庁長官がおいでになるでしょうから、それを確認して質問を續けて参りますが、その前に、私は文部大臣にこの際承つておきたいのですが、この国会当初、文部省は本院に内閣提出の形で提出される予想法律案を本委員会に内示説明されております。今や国会会期はあまるところ一カ月になつてゐるわけでありまして、一月二十三日付で本委員会に出されました法案でまだ出てきていないものがあります。今審議している法案審議計画とも關係がありますから、大臣から、一月二十三日のこの資料に基づいて法案で未提出のもの、今後の見

通しについて承っておきたいと思いま

す。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 高等学校の定数に関する法律案を提案いたしましたと思っております。もう一つ、私学関係の紛争処理について措置をしたいと考えておりますが、この関係にはいろいろと私学方面にも御議論があるようでありまますし、できることならば提案したいと思ひますが、なかなか意見の調整等が難航いたしてございまして、まだはつきりと申し上げる段階に至っておりません。

○矢嶋三義君 重ねて伺ひますが、第二番目に掲示してある公立高等学校の設置適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案、この提案がされてゐる理由と、いつごろ国会に提出される見通しなのか、重ねてお伺ひいたします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) はつきりと申し上げかねる意味もございまして、できることならば、五月、来月早々には提案したい。おそくも来月早々に提案したいというつもりでおるわけでございます。おかれておられますことは、一応の結論に到達しております内容、できればもっと充実する余地なきやを検討いたしておることでおくれているわけでありまます。

○矢嶋三義君 おかれてゐる理由に、政府内部の意見不統一というものがおまなる原因であるか、それとも教育団体との関係が提案がされてゐる理由になつてゐるのか、その辺のところを承りたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 政府内部は一応事務的には結論的なところまできておりますが、与党との調整もござ

いますし、そのほかもっとよくしたいという要望もあるやに聞いております。あまり具体的なことは、その辺はわかりませんけれども、要は、さつき申し上げましたように、もっと充実する余地なきやということを検討する意味でおかれてゐるわけでありまます。

○矢嶋三義君 では確認しておきますが、荒木担当大臣として、五月上旬まではぜひとも国会に提案し審議をお願いしたい、こういう方針のもとに部下職員を指示督励してゐると了解してよろしゅうございませう。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) さようでございます。

○矢嶋三義君 先ほど大臣からお話された私立学校にかかる学校紛争処理に関する法律案、この点について、社団法人日本私立大学連盟会長高村さんの名前で意見書が各国会議員に配付されております。この意見書を見ると、ごもっともな点がある。第一、法案そのものがいかに私立学校に学校紛争があるように世間に印象づけて、私学の権威のためにも好ましくない。また、私立学校にそんな紛争があるわけじゃない。一特定の学校に紛争があつたからといって、それを処理するためにこの私学法の立法精神を輕視して特別法を立法するということは納得できないという、大要そういう意味ですが、この意見書が各議員に陳情の形で出されておられます。これを讀んでまことに私はごもっともだと思ふので、私立学校にかかる学校紛争の処理に関する法律案、確かに法案の名前自体からおかしいと思ふのです。この法案は一月二十三日現在では一応国会に提出審議を仰ぎたいという説明を

なされておりますが、大体この国会にはもう提案されて参らないと、かように予測して今後の法案審議に取り組んでいってよろしいのではないかと、私はそう判断しておるんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 非常におくれておまして遺憾でございますが、まだ一樓の望みを、私学方面の御反対がございまして、相談をして提案をする場面になり得るのじやなからうかと希望をしておるところでございます。しかし、非常にむづかしからうとも思つております。

○矢嶋三義君 もう一つ伺ひますが、この一覽の中に体育の普及奨励に関する法律案というのが例示されてゐるわけですが、これは議員立法に待って、内閣としては提出することを断念したと、かように了承してよろしいんでしょうか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) まだはつきりそうも申し上げかねると思ひまます。と申しますのは、超党派で議員立法でお取り扱いたいという方が適切じやなからうかということも、オリンピック組織委員会等では有力な意見として大体そういう気持らしくございまして、できればそれも一つの方法でございまして、そうできれば願つてもないことという希望も一面においては持ちます。ただ、予算その他に關連を持つてくる事柄もございまして、それを議員立法で全部提案するということはどうあるかという論議も行なわれております。これもまた一理あることとございまして、すなわちはつきりあきらめて議員立法に依存すると断言するわけにはまだ参らない段階と思ひ

ます。

○矢嶋三義君 それ以外に、この国会中に内閣提出の形で本委員会に提案、審議を求めて参る法律案は今のところないかと、かように了承しておつてよろしゅうございませう。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) さようでございます。

○矢嶋三義君 では本論に入つて参りますが、まず大臣にお伺ひいたしますが、先般、大臣は、今の高級技術者養成計画からいけば約九万七千人不足する、その九万七千人は企業内の再教育その他で充足して参る考えた、こういう答弁をされておられますが、それは中級技術者を再教育として大学卒業に準ずる程度の技能を与えて充足したい、こういう御構想だと推察されるのでございまして、いかがでございませうか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そうでございますが、文部省の責任においてそれができるという意味ではむろんございませんで、終戦以来今日までやはり同じように不足をしておたことは事実でございますが、現実問題として、企業内にこれをまかなつてきた。遺憾ながら大学を卒業した科学技術者という形は整ひかねるという前提に立ちまして、やむを得ずそういうことに期待せざるを得ない。また期待しても完全とは申し上げかねましようけれども、実行が可能であらう。こういう意味でお答えしたつもりでございます。

○矢嶋三義君 そうだとしますと、中級技術者の不足四十四万の養成計画と關連を持つて参りますね。いかがで

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 中級技能者の養成のための教員の充足という意味において、むろん關連を持つてくることと思ひます。

○矢嶋三義君 それでこの法案の審議にあつたての基礎要件を整備する意味で伺ひますが、先般來通告してありますから政府委員の方で準備してゐるだらうと思ひます。その数字を承りたいと思ひます。本年度、工業高等学校の生徒約一万人を増募したわけですが、それで現在定員何名になりましたか、一個学年の定員は。

○説明員(木田宏君) 十一万でございます。

○矢嶋三義君 三十五年度入学生定員が十一万人、それから三十六年から四十五年まで逐次教えて下さい。入学生定員が何名増員するか、三十六年度は何人増員する予定ですか。

○説明員(木田宏君) 現在の段階におきましては、毎年に増員すべき数というものを、必ずしもまだ政府内部として固めておるわけではございませんで、三十六年度一万人ふやすというのと、自後のことは各年次別にはその年度の予算ということできめていきたい、このように考へておるわけでございます。

○矢嶋三義君 七年間に八万五千人の定員増をはかるというのでしよう。これによつて教員が何名必要かという数字が出てくるわけですからね。十年間に約四十四万人不足だといふのですから、当然、人材養成計画としてはあなたのとこでは三十六年度には一万人ふやす、三十七年度には何人程度、三十八年度には何人程度という、素朴でも案を持つてゐないはずはありませ

よ。それをこの間から政府委員室を通じて連絡を申し上げておったわけですから、それを三十七年、八年、九年と、逐次何名ずつふやす予定か、大まかな数字でいいですから、お答えいただきたい。

○説明員(木田宏君) 今御指摘ございましたように、一応四十四万人の不足に對しまして、文部省の事務当局といましては、およそ八万五千人程度を現在の規模よりも増していくというような考えを持っておるわけでございます。それが年次別にそう不均等になるというところはあり得ないということもありませんけれども、しかし、これは三十六年度ともかく一万というところでスタートいたしまして、自後また十年間の見通しに對する大まかな数字でございます。その間、各年別の具体的な数字というのを、何万々々というふうな割り振りのところまでは現在確定をしておるわけでもございません。少なくとも今年よりも減るということとは考えられませんが、できるだけ早い目にこれを埋めていくということもございまして、これは大学との關係につきましても、池田長官の勸告等もございまして、自後の、三十七年度以降の年次計画につきましても、今後さらによく検討いたしまして実情に適應するように持っていきたい、このように考えておるわけでございます。

○矢嶋三義君 文部大臣に伺います。そんなことでこの法案の審議を求める資格がありますか。では文部大臣に伺いますが、昭和三十六年度に工業高等学校を何校増設されるののござい

○説明員(木田宏君) 三十六年度は一万人と予定しておりますのは、それによりまして八十五課程分を新増設をしたいと思います。このように考えておるわけでございます。それが現実には何校になりま

○矢嶋三義君 八十五課程一万人、一応当初計画は幾らにはじいたのですか。

○説明員(木田宏君) これは三十六年度の計画といたしましては、八十五課程一万人分というところで当初から要求して参りました。

○矢嶋三義君 現在のところ、公立工業高等学校二十四校、私立高等学校二十校というものを一応予定しているわけでしょうか。ところが、当初の計画はそういう数字じゃなかったでしょう、どうですか、この数字。

○説明員(木田宏君) そのような割り振りについては、私も別に考えておりませんのでございまして。

○矢嶋三義君 それでは考えていないか。つたとするならば、八十五課程一万人で、それを基礎に伺います。大臣に伺いますが、三十七、三十八各年度です、幾らずつ増員をするの、という計画がなければ教員養成計画なんかは立てられないじゃございせんか。この間から政府委員を通じて準備して答弁してくるようによい要請をしておいたのがね。その数字を承らなければその批判のしようがないのです

がね。

○國務大臣(荒木高壽夫君) その具体的なことを申し上げられないでおそれ入りますが、ともかく十年間を見通しまして、大学卒業程度の高級科学技術者と申しますか、これは約十七万人現

○矢嶋三義君 八十五課程一万人、一応当初計画は幾らにはじいたのですか。

○説明員(木田宏君) これは三十六年度の計画といたしましては、八十五課程一万人分というところで当初から要求して参りました。

○矢嶋三義君 現在のところ、公立工業高等学校二十四校、私立高等学校二十校というものを一応予定しているわけでしょうか。ところが、当初の計画はそういう数字じゃなかったでしょう、どうですか、この数字。

○説明員(木田宏君) そのような割り振りについては、私も別に考えておりませんのでございまして。

○矢嶋三義君 それでは考えていないか。つたとするならば、八十五課程一万人で、それを基礎に伺います。大臣に伺いますが、三十七、三十八各年度です、幾らずつ増員をするの、という計画がなければ教員養成計画なんかは立てられないじゃございせんか。この間から政府委員を通じて準備して答弁してくるようによい要請をしておいたのがね。その数字を承らなければその批判のしようがないのです

○矢嶋三義君 八十五課程一万人、一応当初計画は幾らにはじいたのですか。

○説明員(木田宏君) これは三十六年度の計画といたしましては、八十五課程一万人分というところで当初から要求して参りました。

○矢嶋三義君 現在のところ、公立工業高等学校二十四校、私立高等学校二十校というものを一応予定しているわけでしょうか。ところが、当初の計画はそういう数字じゃなかったでしょう、どうですか、この数字。

○説明員(木田宏君) そのような割り振りについては、私も別に考えておりませんのでございまして。

○矢嶋三義君 八十五課程一万人、一応当初計画は幾らにはじいたのですか。

○説明員(木田宏君) これは三十六年度の計画といたしましては、八十五課程一万人分というところで当初から要求して参りました。

○矢嶋三義君 現在のところ、公立工業高等学校二十四校、私立高等学校二十校というものを一応予定しているわけでしょうか。ところが、当初の計画はそういう数字じゃなかったでしょう、どうですか、この数字。

○説明員(木田宏君) そのような割り振りについては、私も別に考えておりませんのでございまして。

○矢嶋三義君 それでは考えていないか。つたとするならば、八十五課程一万人で、それを基礎に伺います。大臣に伺いますが、三十七、三十八各年度です、幾らずつ増員をするの、という計画がなければ教員養成計画なんかは立てられないじゃございせんか。この間から政府委員を通じて準備して答弁してくるようによい要請をしておいたのがね。その数字を承らなければその批判のしようがないのです

○矢嶋三義君 八十五課程一万人、一応当初計画は幾らにはじいたのですか。

○説明員(木田宏君) これは三十六年度の計画といたしましては、八十五課程一万人分というところで当初から要求して参りました。

○矢嶋三義君 現在のところ、公立工業高等学校二十四校、私立高等学校二十校というものを一応予定しているわけでしょうか。ところが、当初の計画はそういう数字じゃなかったでしょう、どうですか、この数字。

○説明員(木田宏君) そのような割り振りについては、私も別に考えておりませんのでございまして。

○矢嶋三義君 それでは考えていないか。つたとするならば、八十五課程一万人で、それを基礎に伺います。大臣に伺いますが、三十七、三十八各年度です、幾らずつ増員をするの、という計画がなければ教員養成計画なんかは立てられないじゃございせんか。この間から政府委員を通じて準備して答弁してくるようによい要請をしておいたのがね。その数字を承らなければその批判のしようがないのです

○矢嶋三義君 八十五課程一万人、一応当初計画は幾らにはじいたのですか。

○矢嶋三義君 八十五課程一万人、一応当初計画は幾らにはじいたのですか。

○説明員(木田宏君) これは三十六年度の計画といたしましては、八十五課程一万人分というところで当初から要求して参りました。

○矢嶋三義君 現在のところ、公立工業高等学校二十四校、私立高等学校二十校というものを一応予定しているわけでしょうか。ところが、当初の計画はそういう数字じゃなかったでしょう、どうですか、この数字。

○説明員(木田宏君) そのような割り振りについては、私も別に考えておりませんのでございまして。

○矢嶋三義君 それでは考えていないか。つたとするならば、八十五課程一万人で、それを基礎に伺います。大臣に伺いますが、三十七、三十八各年度です、幾らずつ増員をするの、という計画がなければ教員養成計画なんかは立てられないじゃございせんか。この間から政府委員を通じて準備して答弁してくるようによい要請をしておいたのがね。その数字を承らなければその批判のしようがないのです

○矢嶋三義君 八十五課程一万人、一応当初計画は幾らにはじいたのですか。

○説明員(木田宏君) これは三十六年度の計画といたしましては、八十五課程一万人分というところで当初から要求して参りました。

○矢嶋三義君 現在のところ、公立工業高等学校二十四校、私立高等学校二十校というものを一応予定しているわけでしょうか。ところが、当初の計画はそういう数字じゃなかったでしょう、どうですか、この数字。

○説明員(木田宏君) そのような割り振りについては、私も別に考えておりませんのでございまして。

○矢嶋三義君 それでは考えていないか。つたとするならば、八十五課程一万人で、それを基礎に伺います。大臣に伺いますが、三十七、三十八各年度です、幾らずつ増員をするの、という計画がなければ教員養成計画なんかは立てられないじゃございせんか。この間から政府委員を通じて準備して答弁してくるようによい要請をしておいたのがね。その数字を承らなければその批判のしようがないのです

○矢嶋三義君 八十五課程一万人、一応当初計画は幾らにはじいたのですか。

○矢嶋三義君 八十五課程一万人、一応当初計画は幾らにはじいたのですか。

○説明員(木田宏君) これは三十六年度の計画といたしましては、八十五課程一万人分というところで当初から要求して参りました。

○矢嶋三義君 現在のところ、公立工業高等学校二十四校、私立高等学校二十校というものを一応予定しているわけでしょうか。ところが、当初の計画はそういう数字じゃなかったでしょう、どうですか、この数字。

○説明員(木田宏君) そのような割り振りについては、私も別に考えておりませんのでございまして。

○矢嶋三義君 それでは考えていないか。つたとするならば、八十五課程一万人で、それを基礎に伺います。大臣に伺いますが、三十七、三十八各年度です、幾らずつ増員をするの、という計画がなければ教員養成計画なんかは立てられないじゃございせんか。この間から政府委員を通じて準備して答弁してくるようによい要請をしておいたのがね。その数字を承らなければその批判のしようがないのです

○矢嶋三義君 八十五課程一万人、一応当初計画は幾らにはじいたのですか。

○説明員(木田宏君) これは三十六年度の計画といたしましては、八十五課程一万人分というところで当初から要求して参りました。

○矢嶋三義君 現在のところ、公立工業高等学校二十四校、私立高等学校二十校というものを一応予定しているわけでしょうか。ところが、当初の計画はそういう数字じゃなかったでしょう、どうですか、この数字。

○説明員(木田宏君) そのような割り振りについては、私も別に考えておりませんのでございまして。

○矢嶋三義君 それでは考えていないか。つたとするならば、八十五課程一万人で、それを基礎に伺います。大臣に伺いますが、三十七、三十八各年度です、幾らずつ増員をするの、という計画がなければ教員養成計画なんかは立てられないじゃございせんか。この間から政府委員を通じて準備して答弁してくるようによい要請をしておいたのがね。その数字を承らなければその批判のしようがないのです

○矢嶋三義君 八十五課程一万人、一応当初計画は幾らにはじいたのですか。

六千人増員計画を年次計画的に実施すると仮定した場合、三十六年度は入学定員増加予定数が二千七百九十人となつていますね。備考のところに、なお昭和三十六年の入学定員増募は三千二百二十人とある、これはこの前確認した数字ですが、どうしてこういうふうになるのですか。表と備考とに昭和三十六年度の入学定員増加予定数を別別にここに書かれたんですか。

○説明員(木田宏君) 一万六千人の増募計画は先ほど申し上げましたように、四十五年度までに一応現在の規模に對しまして、学生の定員増を一萬六千と予定するという前提を一つ置きまして、それを年次計画的に実施するとした場合に、どのような計画になるかという一応の割り振りをしたものでございまして、三十六年度は今御指摘ございましたように、大学二千九百九十、短期大学六百という一応の計画のもとに予算の折衝その他を進めて参りました。しかし、現実には国立の予算につきまして、当初の見込みよりもやや上回った数字で三十六年度の規模が固まらして、また私立につきましても、実際に申請のございました私立大学からの増設に對しまして、設置審議会の通過して増設を認めましたものの数は、この当初見込みました数よりも若干の増が出たわけでございます。でございまして、一応、計画といたしましては、このような年次別の割り振りというところで、総数一萬六千の計画を立てたわけでございまして、けれども、三十六年度当初見込んでおりましたものとして確定しましたものが三千二百二十人である、こういうわけでござい

ざいます。

○矢嶋三義君 そうすると、こういうふうにして承定するわけなんですね。当初計画としては二千七百九十人を予定し、それだけの予算措置を講じた、その後四百三十人ふえて三千二百二十人になった、この数字をさらにふやすか、ふやさないかで池田長官と荒木文相の意見が相違して、今ペンディングになっていると、かように承定してよろしいわけですね。

○説明員(木田宏君) 先ほど申し上げたのと申し上げたのでございまして、この一萬六千の計画として上げましたこの数よりも若干上回った予算を国立大学につぎましても確定することができたわけでございまして、ですから一萬六千人を年次計画として割り振った場合の一応のめどがどのくらいの速度で、このくらいのめどでという計画でございまして、現実にはその年度の予算でございまして、いかなきやならぬこととございまして、予算として確定を見ましたものがこの三十六年度の施策となつて参るわけでございまして、その三十六年度の予算との関連で、現実に入学定員の増と出て参りましたものが三千二百二十人である、このように御理解いたいただきたいと思うのでございまして、

○矢嶋三義君 それから、あとの後段の質問の答弁は……

○説明員(木田宏君) この規模に對しまして、なお予算と無関係に大学の学

生定員の増ができるかどうかという点につぎましては、従来からの私どものや

つて参りました仕事の実態等から考

えてみまして、予算と無関係に私立大

学の定員を認めていくということは困

難ではなからうかというふうに考

えております。

○矢嶋三義君 文部大臣に伺います

が、それでは文部大臣は三十六年度は

三千二百二十人で参りたいと、かよう

に最終的に方針をきめられていたとい

うことですか。

○国務大臣(荒木高爾夫君) ただいま

説明員から申し上げた通りでござい

ますが、国立、公立はむろん国なり公立

団体の予算によつて縛られるわけでござ

いますから確定するわけでありま

す。また、私学におきましても、従来、

科学技術教育に金がかかりましたので、

法律によつて助成措置を講ずることを

決定していただいていること、及び予

算措置によつて設備の助成をするとい

うやり方で数年來きております。そこ

で予算に關連を持つ意味で、科学技術

教育については私学の方からそれぞれ

文部省に申請が出てきて、それが大学

設置審議会等の議を経まして予算措置

がとられ、配分せられる、そういうや

つを集計したのが今申し上げたような

数字でございまして、それ以外に、予算

措置を伴わないで増員ができる方法が

あるはずだ、また、そういうことをや

りたいという大学もあるんだというこ

とが報告に盛られておる一部の事柄だ

と思ひます。そのことに對しまして、

具体的に關係の大学に連絡をしながら

ら、どういふ私学としては計画を、考

え方を持つておるか、そのことが予算

なしでやれるかどうか、予算なしでや

れるものでありせば、むろんそれを制

約すべき限りではありませんが、そ

の両者を十分調査をして報告の趣旨に

も沿いたい、こういうことを今やりつ

つあるところでございまして。

○矢嶋三義君 きようは四月の二十日

ですね。何日までその結論を出され

る予定ですか、文部大臣。

○国務大臣(荒木高爾夫君) なるべく

早く、今月一ぱいにも調査を完了す

るようにといい考え方でやつておりま

す。

○矢嶋三義君 説明員に伺いますが

ね、三千二百二十人の国立、公立と私

立の内訳をお教え下さい。

○説明員(村山松雄君) 三千二百二十

名のうちで、国立大学關係が千七百九

十名でございまして、残りが公、私立

大学という割り振りになつておりま

す。

○矢嶋三義君 公立は幾ら——公立と

私立は。

○説明員(村山松雄君) 公立は、正確

な数字を今持ち合わせておりません

が、百五、六十名だったと記憶してお

ります。

○矢嶋三義君 私立は。きようこうい

うこと聞かれるのわかつているじやな

いですが、質問されるのわかつてるで

しょう。

○説明員(村山松雄君) 残りが私立で

ございまして、私立は約……

○矢嶋三義君 約じやだめです。私も

数字を持つているが、あなたの言葉で

確認したいために伺つています。

○矢嶋三義君 幾らですか、お答えいた

だきませう。

○矢嶋三義君 僕は持っています数字

は千二百六十五、間違いないです

が、この数字は。僕の持っている数字

は千二百六十五とあるのですかね。

○説明員(木田宏君) 私立は千二百六

十五でございまして。公立は百六十五

でございまして。国立が千七百九十名

でございまして。合わせまして三千二

百二十名でございまして。

○矢嶋三義君 では大臣に伺います

が、予算を伴わないで増募することが

できると池田長官があなたに話されて

いる数字は幾らなんぞでございますか。

○国務大臣(荒木高爾夫君) 説明員か

らお答えいたします。

○説明員(木田宏君) 私立大学につ

きまして今御指摘のような、今後この年

度中に増員がどういふ形で可能である

かどうかにつきましては、先ほど大臣

から申し上げましたように、本日以來

調査を開始しておるところでございま

す。

○矢嶋三義君 科学技術庁長官の言

つておる数字をお答え下さいと言つてお

る。

○説明員(木田宏君) 仄聞いたしまし

た数字は約三千というふうに関いてお

ります。

○矢嶋三義君 仄聞でなくて、直接、

池田長官から数字が何か持つて文部大

臣にお話があったのじやないの。どう

ですか、その点は。国会で答弁する人

が仄聞程度ですか。大臣どうですか、

お答え願ひます。審議できませんよ、

しつかり答えてもらふねと。

○国務大臣(荒木高爾夫君) 仄聞と申

し上げたのは、本来ならば、それぞれ

の大学から文部省に對して大学の意思

として確定したものが申し出られたそ

の数字を申し上げるべき数字だと思つ

てございましてが、科学技術庁長官がメ

モ書きとして持つておられたやつを事

務当局がちやうだいておられたと思ひ

ますので、それを仄聞と申したことと思

ひます。約三千名と私も記憶いたして

おります。

○矢嶋三義君 もう少し伺つて官房長

官にお伺ひいたします。お忙しいで

しょうが、しばらくお待ちいただきたい
と思います。このけさいだいたいの資
料の(一)、(二)、(三)です、(四)のところは
理工系大学、短期大学卒業業者増加予
定表という表が出ております。こうい
う表が高級技術者についてできるなら
ば、どうして中級技術者の高等学校出
についてできないのですか、その説明
を求めます。先ほど工業高等学校の教
員養成計画を検討する立場から、中級
技術者養成の、七年間に八万七千人を
ふやして十年間に四十四万人の欠員を
充足するという、その年次計画のなま
の数字でもいいからお教えいただきたい
いと言え、どうしてもそれはできな
い、そう言う。高級技術者ができるの
にどうして中級技術者ができないので
すか、まずそれから伺いたい。ど
ういうふうにして説明する。

○説明員(木田宏君) 前回資料の御要求をちようだいたしました際に、私どもの方としては、あるいは聞き違えたかと思つたのでございますが、前回は理工系の学生ということによつてこの数字の御要求を承つたように私記憶したものでございますから、従ひまして、四十四万につきましては理工系の学生ということではなくて、別のものと考へて、理工系の学生として、従来、科学技術庁長官との間で議論のありました一万六千人の關係を、一応御要求の線で取りまとめてみますと、そのような資料ができるという意味で用意いたしましたわけでございます。

○矢嶋三義君 それはあなたの言うことはその通りなんです。それはそういうふうに速記録に残してあるのです。それは一度に求めても無理だから、この前の質問でこれを求めたわけ

だ。ところが、これを要求し質問する数日前に、政府委員室を通じて、私はこれだけの勉強して数字を整えておくようにということを要求してあるわけですよ、政府委員室に。それは理工系の大学卒業者の三十五年から四十五年に至る入学自然増とそれから卒業自然増の数字と、それから工業高等学校の入学者の自然増とそれから卒業者の自然増と、それから同じく三十五年から四十五年に至る工業高等学校の教員の年次別不足と、それから教員養成課程に入る学生の入学自然増の人員と卒業自然増の数を研究して数字を持っておくようにということをして、二週間も前に政府委員室を通じて要請してあるわけですよ。それを一度にプリントにするのは骨が折れるから、この前高級技術者の質疑をやったから、それでそのときにこれだけを要求したわけです。あとの二つは、きょう答弁できればと思つてさっき聞いたわけですが、いかにも作れないようなことなんですが、作れないことはないはずですよ。あるはずで、なかったら、そういう所得倍増計画とか人材養成計画はできっこないのです。これは経済企画庁とお宅で十分話し合っているわけですよ、事務當局から。それで経済企画庁の人材養成計画に載っているわけですからね。そういう点で迫水長官の出席も願っているわけですよ。だから、きょうあらためて要求しますが、さっき申し上げました工業高等学校の生徒関係と、それから教員の数の関係ですね、その二つもこれに準じてプリントにして出して下さい。口頭で答弁できないからね。そこでこの資料について伺います。この第三表を見ますと、これ池田

さんか文句を言うはずだと思うのだ。幾ら素朴な案にしても、なまな数字にしても、これは入学した生徒は全部卒業することにしてあるわけだね。そういう計画というものはあるでしょうかね。特に三十九年、四十年あたりは入学者よりも十人ずつ卒業生が多くなっているのです。これはどこからか転入学でもさせるつもりですか。三十九年の短期大学のころの欄位は千五百六十というのはこれは千五百五十の千です、僕はさっきちょっと検討したので。従って、四十、四十一年、以下ずっとその数字を十ずつ狂っている。計のところでは十ずつみながらはマイナスになるのですよ、間違っているでしょう。こういう計画で十年計画なんか立てたらえらいことになる。僕は思うのですね。大体その計画を立てるときは何じやないですか、一つの係数をかけて計画を立てるものじゃないのですか、いかなる計画を立てる場合でもね。大事な所得倍増計画における人材養成をしようという場合でしよう。その場合に何ら係数を考慮することなくこういう数字を出して、しかもこれは十万からの不足となれば、科学技術庁長官が僕は勧告書を出すのは当然だと思うのですよ。しかもその勧告が出て一カ月間も閣議にも諮らないでこれを放置してあるというような点は無責任きわまると思う。今事務当局に伺っているわけですがね、このテーブルにおいて数字をあげたやつはどうですか、あなたの判断について。

○説明員(木田宏君)　ここに第二表にあげましたのは、一万六千人の定員として増募いたしますものを先ほど申し上げましたように割り振ったわけでござ

ざいまして、第三表は、御指摘のよ
にそのまゝの数字を卒業供給数として
一応あげてあるわけでございます。御
指摘のように、現実の学生数はこれに
かなり出入りがございます。国公立に
おきましては、大体定数、あるいはそ
れを若干下回る程度の学生が現実に入
学をし、卒業して参るわけでござい
すけれども、私立の大学にいたしまし
ても、この計画として考えました定員
に對しまして、現実に大学に入りませ
定員は、これはもう三十三年、三十四
年とその年度によりまして増減がござ
いますのですが、かなり上回った数が
現実に入るのでございます。これはそ
の年度によつて増減の率も違つておそ
ものでございますから、一応計画とし
て立てます際には、この定員として計
画をいたしますものが、一応そのまゝの
規模というふうにならば試算をいたし
して、お手元にありますような七万一
千二百という数を出したのでございま
す。現実これが何名になるかと申し
ますことは、現実にその年次におきま
して定員を上回った学生の採用がどの
程度行なわれるかという程度によつ
て動いて参りますので、これを当然何
割かが増で出るとかというふうに予
定いたしますこと自体も不適切かと考
えまして、やむを得ずこの計画定員の
まといふことでいたしたわけでござ
います。

○矢嶋三義君 何も知らぬ人が聞く
と、あなたの言葉りゅうちようだから
名答弁のように思うだろうが、とんで
もないですよ、総務課長。これは池田さ
んなかに一発やられるはずですよ。そ
れで具体的にこれどうですか。この三
表の三十九年のところの短期大学の千

五百六十というのは千五百五十のミステイクでしょう。あとずっと十ずの違っているでしょう。これは君、入塾定員よりもみなずっと多いもの、卒業するときね。間違いでしょう。

○説明員(木田宏君) 大へん恐縮でございますが、先生御指摘のは三十四年……。

○矢嶋三義君 三十九年の千五百六十というのは、その前の三十八年の、六百十というのはどうして出たの、十という数字は。

○説明員(木田宏君) 本年度現実にとえまして短期大学の定員が六百十だからでございます。でございますから、一応供給数としては、三十六年度に引き続きまして三千二百二十という確定いたしました数がございまして、この内訳は先ほど申し上げましたように、短期大学が六百十あるわけでございます。その六百十が三十八年に出て参る、こういうことで、六百十という数字を入れたわけでございます。

○矢嶋三義君 それならなぜこの二表のところの、三十六年度のところの数字をそういうふうにしておかないのですか。

○説明員(木田宏君) 一応一万六千人という計画で、当初三十六年度には二千七百九十という予定で、あの年次の割り振りも一応つけるとすれば、こういうことでいくというふうになったのでございますから、三十六年度を事実を書き込みますと、合計数が、一万六千にまあ合わすかどうかという点はあるわけでございますけれども、三十六年度の計画数によって一応三十七年度以降の計画数というものを記入したたわけでございますして、計画に對しまし

て実数が、先ほどから申し上げましたように動いておるものでございますから、供給数につきましては、三十六年度だけはその現実に、こし三千二百二十という一応確定をいたしました数字を利用したわけでございます。

○矢嶋三義君　そうならば、何ですか、小学校から中学校の生徒が算術計算をするとして、この一表、二表、三表から計算した場合、四十五年まで不足数がトータル何名となっておりますか。

○説明員(木田宏君)　四十五年までの総数におきまして、不足の推定数が十七万一千三十一名でございます。それに対して、三表にございまして、七万二千二百という供給増になって参りますから、差引は九万八千八百三十一名というのが差になってくるわけでございす。

○矢嶋三義君　その九万八千八百三十一名というのは、先ほどもらって秘書に計算されたのですが、確かに合いました。九万八千八百三十一名ですね。しかし、この九万八千八百三十一名というのは、そもそもこの統計の素材になつてゐる数字がその正確なものでないから、約十万と見ておけばいいでしょうね。九万八千なんかに、正確にいう必要はない。算術上からいうとそうなりますが、約十万ですね。そうなりますと、この十万を中級技術者で充足するということになるわけだ。

○説明員(木田宏君)　この増員の計画予定数は、一応一六六千人を年次別にこのように割つた場合に、一応の試算としてこのような数字を割り振ることができるといふわけでございまして、三十七年度以降につきましては、各年次別に、またその予算として、そ

のときにおきます必要数を具体的に私も仮定をし、要求をして参りたいと思つたわけでございまして、この計画数の通りに何年も先までびしっときめておくという意味のものではないでございます。ただ、一万六千という数字を当初から申し上げて参りましたのは、これは教官の、まあ供給可能数との見合いで、一応総数におきまして一万六千というものをめどにしたわけでございまして、この計画を三十七年度以降繰り上げることが、もし可能になつて参りますならば、実際の供給可能数というものは、それに応じてまたふえてくるわけでございす。ですから、十がいつまでも絶対的に不足をするといふことではございせん。

で、現在の時点で一応この割り振りをいたしてみました場合に、そのような不足が予定できるであろうといふこととございす。現実には十年先に至つて、やはり十万人の不足があるかどうかといふのは、一にこの来年度以降の私の努力にかかわること、このように考へておるわけでございす。

○矢嶋三義君　十年後に十万人が不足といふことじゃないのだよ、これはね。だからここで経済企画庁長官がどうしても必要なんです。これは年次でこう不足していったのが、トータルがこうなつてくるわけだね。その過程において、所得倍増計画を組んでゐるのですから、その過程において所得倍増計画のズレが出てくるわけだよ。そのズレをどういふ計数をはじいて計算してゐるのかといふことは、これは非常に大切な一つのポイントだと思つたので、十年たったときに、そこで十万、

ばつと不足しているわけじゃないのだからね。その間に不足が累積されていって、それが人材不足で、所得倍増計画を推進するのに支障となつてきてゐるわけだからね。その支障を少しでも早く解消していこうといふことが政治課題として大事なことでございす。そこに着眼したのが池田さんで、勧告として出てきた根拠になつてゐるわけだね。だから、その点は経済企画庁側から聞いてみなければなりません。

その点は経済企画庁の方で聞きます。そこで、いづれにしても何でしよう、この私が今秘書に計算させたところによると、たとえば三十五年に約一万八千、飛んで三十八年にいくと二万二千七百程度、四十一年にいくと約六千七百程度、四十四年にいくと約八百四十程度、こういう不足がずっと出てきてゐるわけなんです。すると、これが計画を推進していくと、文部大臣が言うように、企業内の教育として中級技術者で充足しなきゃならぬといふことが起こつてくる。火急な問題になつてくるわけだね。そうすると、その中級技術者のソースであるところの工業高等学校の定員の問題が起こつてくるわけですよ。これが十年間に不足という、四十四年に影響を及ぼしてくるわけですよ。たとえば工業高等学校は、あなた方、資料を作るのに参考になつておくれ、昭和三十八年の時点で約三万五千点で約四万一千、四十五年の時点においては約四万六千不足しているわけだね。だから、これをいかように生徒を増募していくか、で、学校を建てるか、それに伴つて工業学校の教員を何年度において何名充足するか、何年度

において何名程度卒業者の自然増がふえるかといふ数字をはじかなければ、この臨時工業教員養成所が適切であるかどうかといふ判断がつかない。だから、これだけの資料ではこの法案がいいのか悪いのか、僕は批判ができるだけの材料がそろつておりません。だからその数字が出てあらためてそれは追及していきます。

官房長官は忙しいでしょうから官房長官にお伺いをいたしますが、先般おいでいただいたときにこのいわゆる池田勧告は閣議の議題になつていないといふことで答弁を終わられていた。あの質疑が行なわれたのは四月十三日でした。その後、これは閣議の議題に供されたか供されないかお答えいただきたいと思つた。

○政府委員(大平正芳君)　閣議の議題になつておりません。

○矢嶋三義君　なつていないのですか。これが明確にならないと人材養成計画といふものは、どういふものを考へてゐるかといふことがわからないわけですよ。で、審議できないわけですが、あれだけの勧告を出して、荒木文部大臣と調整がまだできないのに、どういふわけで官房長官は閣議の議題にしないのですか。また、関係関係懇談会等を開いて調整解決しようとなさらないのですか。私はどうもその理解に苦しむのですが、何ですか、池田君が勝手にアドバランを上げてゐるのだからというやうなことで、各関係諸君はこれを冷ややかな目で見てはつたらかしてゐるという状況ですか。われわれ閣外の者から見れば不可思議であると同時に無責任であると思つたので、こういふ法案を国会で審議してく

れといつて国会に出して、これを閣議で議決した両大臣は盛んに意見が食い違つてやり合つていて、それでこの法案を審議してくれといふ、そういうことは立法府に席を置いておる者として、外から見た場合に不可思議でしようがないのですが、どういふわけで閣議の議題に供して意見調整をするとか、あるいは経済企画庁の長官等を入れて関係関係懇談会を開いて、そのうして問題の解明処理をはかろうとされないのですか、どういふ御事情なのか、お答えいただきたい。

○政府委員(大平正芳君)　この前の委員会にも申し上げておきましたように、池田勧告は文部大臣と科学技術庁長官の間で御調整を期待しておる、こゝう申し上げたのでございす。そしてその後、両大臣の間でその御調整が進みまして、問題の焦点は、三十六年度におきまして予算を伴わずに増員可能なものがあるかないかといふことにつきまして、具体的な検討に入ること、これが保障されたならば、池田大臣も了承されるということとございまして、その了解に基づきまして文部省の方で措置をとられておるわけでございまして、私どももいたしましては、この両者の調整はそういう線であつたものと見ておるわけでございす。

○矢嶋三義君　前々回の本委員会、官房長官は私の質疑に対して、誠実にこれを検討し、調整の労をとるのにやぶさかでない、こゝういふ速記録を残されてゐるのです。前々回の委員会です。お二人にまかされておつて、この法案をわれわれは審議しようといふのに、まだ三千二百二十人が動くか動かないのかわからないといふこと

では困りますね。私は四月十三日質問したが、四月十四日に閣議で池田長官が発言をして、そうして云々という新聞報道を見て、ああ、これは来週の火曜日まで解決するのかもしれないと期待したわけですが、これは各紙に出ておったのですが、閣議で池田長官は経過を報告して云々というのは誤報ですか。

○政府委員（大平正芳君） 閣議の議題として各省から関係の文部省なり科学技術庁の庁から提議があったわけではない。閣議の議題として世間を騒がしているようなが、実はこういう経過をたどっているという御報告は受けました。

○矢嶋三義君 じゃ、新聞は必ずしも誤報でないというわけですね、閣議で担当の池田長官から報告があった、それに対して、その閣議はどういう取り扱いをなさったのですか。

○政府委員（大平正芳君） 閣議の取り扱いというのか、そういう御報告がございましたので、私の方で、両大臣と、私も加わりまして、三者で調整しますと答え、その後三人で会いまして、先ほど御報告申し上げましたような線で御了解が得られておるわけでございます。

○矢嶋三義君 官房長官の立場はわかりました。池田長官をぜひ呼んでいただきたいと思ひます。

文部大臣、確認いたしますが、文部大臣としては何ですか、三千二百二十人という数字はふる見通しなんですとか、ふやし得るという見通しを持っておられるのか、おられないのか。そうしてその結論は、ぎりぎり一ぱいいつまで文部大臣としては官房長官なり科学技術庁長官に出されるということな

んですか。明確にちよつとお答え願ひます。

○国務大臣（荒木萬壽夫君） 先刻もお答え申し上げましたように、関係の大学当局に求めてもらひまして、大学それ自体の考え方を聞きまして、そうして可能であるかどうかということ文部省としては結論づけたいと、かように思っているわけでございます。できま

すならば、今月一ぱいに結論に到達したい、そういう見込みで事務当局を督促しておるところであります。

○矢嶋三義君 大学当局とは幾つありますか。

○説明員（村山松雄君） 十一大学でございます。

○矢嶋三義君 そのうちの何大学ですかに招致して事情を聞かれましたか。

○説明員（村山松雄君） 本日二大学から事情を承ったところであります。

○矢嶋三義君 新学年度が始まっているのですから、官房長官、一日も早く調整して結論を出していただきたいのです。でないと高級、中級技術者並びに理工系教員養成というの一連の問題ですから、法案審議に支障を来します。早急に調整をしていただくように官房長官には要望申し上げます。

官房長官もうけっこうです。

○委員（平林剛君） 速記をとめて。

午後三時二十九分速記中止

午後四時五十七分速記開始

○委員（平林剛君） 速記をつけて。

委員からお答え願ひます。その一つは、次回に、本法案を本格的に審議するにあたって、所管大臣以外に、池田科学技術庁長官と経済企画庁長官の出席を、短時間でけつこうでございますから、委員長においてぜひ取り計らいを願ひたい。

それから第二点は、いわゆる池田勸告についての、閣内で意見一致したものを文部大臣は答弁できるように努力していただきたい。それから資料としては、工業高等学校の学生の増募、中級技術者の養成計画として、七年度に八万五千人増という計画を持っているわけですが、この青写真の年次別一覧表、この内容は、各年次における入学自然増並びに卒業自然増の計画数字が判明するものを資料として印刷して出したい。それからそれに伴う工業高等学校の教職員の養成計画、これは十年度に八千七百七人不足という数字を持たれているわけですが、この充足計画、年次別予想、入学人員と充足される卒業予想人員を、年次別に青写真として提示していただきたい。

それからもう一つの資料は、一覧表に示して出したいわけですが、過去五カ年間にわたる理工系科学技術者の海外へ流出と申しますか、出られて行った方々の数、それから理工系技術者で、官公立の研究公務員から離職して参られた数、それから次は工業高等学校の技術系教職員で、過去五カ年間で、まあスカウトされて離職された数、最後に、同じく工業高等学校の助手でスカウトされて産業界へ行かれた方の数、過去五カ年間にわたって年次別に一覧表にして資料として提示していただきたい。

きよう質疑する予定でありましたが、できませんので、第一は委員長への要望です。第二以下は文部大臣に要望並びに資料要求でありますから、それの方から一応所信を承つておきます。

○委員（平林剛君） 両大臣の出席につきましては、御要望に沿うよう極力努力をいたします。

○国務大臣（荒木萬壽夫君） 科学技術庁長官の勸告に関連します課題は、先刻、官房長官からお答え申し上げました通り、三人で話し合ひまして一応意見は一致しておるわけでございます。それは重複しますが、簡単に報告させていただきますと、御案内の通り、勸告は、大学卒業程度の高級技術者が今後十年の見通しにおいて約十万人足りない、足りないことはなほ遺憾であるから、極力これを充足する努力をせよという趣旨であります。将来に向かつての努力を要請された意味においては、委員会等でも申し上げました通り、文部省としては誠意をもって今後に対して努力する、さらに、三十六年度においても、予算に關係なしに養成ができるものならば、それを検討し、実施したらどうかという点であります。これは先刻も申し上げました通り、一応、する線に沿って、本日から極力すみやかに実情を把握いたしまして、実行できるならば、するということと努力したい、そういうことを科学技術庁長官にも話しまして、了解を得て、その作業に着手しておる状況でございます。

○政府委員（内藤三郎君） 先ほどお尋ねの資料の分でございますが、第一に工業学校の定員を八万五千にふやす

という資料、これは年次別に出すというところでございますが、これはまだ政府部内で固まつたものではございませんで、そのことを十分御承知の上、文部省側の希望図という意味で提出したいと思ひます。それから第二番目に、工業教員の不足の状況、これを一年八百八十人を出しておりますが、その八百八十人中八百八十人を出した根拠、この資料は提出したいと思ひます。それから工業学校においてどれだけ民間にスカウトされたかといううな、教員あるいは実習助手についてのお尋ねでございますが、これは私どもの現在手元には資料がございませんので、まあぜひ必要でしたらば、各県にこれから照会をしなければなりませんが、各県で各学校ごとにこまかく調べませんと実は出ないかと思ひますが、今すぐに御要望の趣旨に沿ひかねると思ひます。

○説明員（木田宏君） 過去五カ年間の理工系科学技術者の海外流出の数という御要求のことでございますが、これは過去五カ年間の御要望の通りの数が右から左に間に合うかどうかということ、は、私ちよつと不案内であります。また、理工系科学技術者と申しまして、民間の研究等も含みのおつもりであるかどうか、その辺もちょっと明らかでないのでございますが、できます限りの資料を取りそろえてみたいと思ひます。

○矢嶋三義君 科学技術庁と連絡をとつてみて下さい。

○説明員（木田宏君） はい。五カ年というところで各年次別にびちつと出るかどうかわかりませんが、できるところまで一つ御了承願ひたいと思ひま

す。それから官公立の研究公務員の離職数は、比較的それより私どもの手で取り調べが早くいくかと思ひますけれども、これも正確にということになりますと、初中局長の申されたような各学校ごとの事情も起こって参りますので、これでもできます限りのところで努力をさせていただくというところで御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(平林剛君) 本案に対する質疑は、本日のところこの程度といたします。

○委員長(平林剛君) 次に、日本育英会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、この際発言を許します。

○岩間正男君 私は二、三の問題でぜひ質問をいたしたいと思ふのですが、第一に、この法案を見ますと、これは池田総理の発言がありまして、育英会資金の回収が非常に悪い、どうしてもこれを取り立てなければならぬ、こういう趣旨によってこの法案は作られたと、こう思ふのでありますが、この点そう考へてよろしいですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。岩間さんのおっしゃることだけが目的の法案ではむろんございませぬ。今までの育英資金の運用の実態を見ますと、どうも当然返済されるべきものが、いろいろな理由はあろうと思ひますけれども、返済の実績があまり芳ばしくなく、しかし、個別に当たつてみれば、案外失念しておつたという人もあるやうでございませぬ。そういうことにかんがみまして、めんどろなうではございませぬが、さっそく取

るような施策を講じた方が、せっかくの貴重な資金を活用する意味においては有効である、そういうことから、大阪出張所を設けて、返済が順調にくようという考慮が払われておるのは、御指摘の通りであります。

○岩間正男君 今の御答弁で大体まあ明らかにしたと思ふのですが、結局、池田総理の発言が大きな原因になつてゐる。この点は明らかだと思ふので、何せ、これは総理が第一回内閣を作つたときでしたか、こういうことがはつきり新聞に載りましたので、非常に私たちは重要な問題であると考えておつたのです。その結果こういう法案が出されたのですから、その間の関係を初めに一応まあわれわれとしてはお聞きしたわけですが、それでお聞きしたいのですが、これはどうでしよう、たとえば輸銀とか、開銀を通じて貸付をいたしておられますが、授融資をいたしていると思ふのですが、こういうものの回収状況について、これは文部大臣は調査されたこととございませぬか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 所管外のこととございませぬ。

○岩間正男君 これは所管外かもしれませぬけれども、私はやはり関連があると思ふのです。一体いわゆる独占資本といわれる大資本に対しての回収状況というものは、これは終戦後も非常に問題になつたわけですが、そうしてその後の様子を見ても相当なこれは焦げつきがある。しかも、額とすればこれは大量のものです。これと対比して、私はまあいわばいたひな学生たちの、しかも初任給の状態は、あとで

お伺ひしますけれども、非常に初任給はこれは低い。世界の水準から比べると問題にならないほど低い。従つて、生活の条件はどうかという、生活の条件は案外ありません。むろんこれは出せば出る、こういうことを言えども、私は全体は限りのものではありません。政治としてこの問題が、一方では大きな資本に対しては焦げつきが相当これはそのままにされてゐる。政治問題にもなつた。しかし、その方向についての努力が十分なされてゐると思へない。そういうときに、この学生に対してこれを強行する、貸付を返還させる。これはまあ相当強行する、こういう形でこの法案が出されてきておるのでありますから、われわれとしましては、やはりこの両者を対比して考へざるを得ない。こういう点について、はたして、これは日本の現在行なわれてゐる政治に対して、文部大臣の立場から、こういうような考へ方が学生青年、こういう人たちにどういうように響くかという点については、私は文部大臣として当然検討する必要がある。それだけの心がまえを持つ必要がある。そういう問題だと思ふのですが、あなたはまだ所管外だからこれについては検討しなかつたと言われまますが、こういうような問題と関連してあなたはどうか考へになりますか、所見をただしておきたいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 独立資本なんというものは日本にはないと思ひますが、財政投融資を受けておる民間企業があるとして、借金しておりながら不当に返さないのはそれはけしからぬ。それはそれで一つのことであり、

この育英会法に基づく、国家財政資金が育英会を通じて融資されるという建前、それを万々承知の上で借りております限りは借金であることに間違いはない。借金は返すのが当然だと思ひます。ただ実情は、岩間さんの御指摘のような意味合いもある程度わからぬじやございませぬが、初任給が少なから返せないということよりも、返せなければついで失念しておつたという人を呼びますというよりは、これは当然の措置であり、しかもそれによつての回収されることが次の世代に最も有効に活用される原資でもあるわけですから、税金の取り立てと違ひまして、努力をして返していくことを勧めようというのですから、御指摘のような意味合いに受け取ることは私は當を得ていないじやないかと考へるのです。

○岩間正男君 まあここで議論しようとは思ひませぬけれども、しかし今の御答弁では、別々の問題として、あなた文部大臣ですから、やはり国政全般の上に立つてこの問題を検討する、学生については、これは奨学金については相当強硬に取り立て、しかし大資本については相当寛大な措置がとられるということでは、私はやはりこの問題が与える青少年に対する影響というものは、これはあると思ふ。そういう問題をあなた検討しない上に立つて、そうして借りたもんだから返すのはあたりまえだ、この一点張りではこれは身もふたもない御答弁だし、政治的には一つの見通しのない御答弁だといふふうに考へざるを得ない。しか

いですが、そういう実情があることはこれはお認めになるでしようね。実際、事情がある。この問題については一応検討せざるを得ない問題じやないかと思ひますが、この点についてはこれは文部大臣としても認めざるを得ないと思ふのですが、あらためてお聞きします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 財政投融資を受けている向きがたくさんあると思ひますから、中には不屈者があるかと思ひます。それはそれであつて、育英会法に基づく資金の融通はまた別個の問題である。ただ苛政求するのじやなくて、すでに御案内の通り、経済的にあるいは何らかの病氣を患つたりなかつたという事情のもとに返済が困難であることがわかりました者に、御指摘のような懸念のないように運用していくという建前で御理解いただけたらと思ひます。

○岩間正男君 このところの議論はやめておきましよう。しかし総額幾らなんでしょうか、焦げつき。ちよつと会長にお伺ひしたいのですが、幾らなんですか、育英会の……

○参考人(田中義男君) 返還を要する時期に参つておりますのが総額約四十億、そのうちすでに収納いたしましたものが二十三億、残がたいたままで延滞、こういう数字になつております。

○岩間正男君 道徳的にこれを論議されますと、借りたものを返さないではいけないじやないか、こういうことになりますと非常に単純で、言う言葉がないわけですが、私はやはり総合的に、こういうような問題を大きな

立場から検討するという政治的な問題について論議をしたつもりです。

それから、これは基本的な問題ですが、これと関連してどうですか、諸外国の制度と比べて、日本の育英制度というものはこれはどういうふうに考えておられますか。私はこの点でいろいろな問題がある。ことに、この前資料の提出を要求したのですが、社会主義諸国の育英制度という形と——これはそういう格好にはなっていない、奨学制度とか、いろいろ違うと思います。しかし、とにかく学費がないために進学できないというそういう人たちにその道

を聞く、そのための経済的な配慮をする、こういう制度ですね。これについては、これはどうもこの資料、非常に大ざっぱですが、あなたたちにもいただいたのは、しかし、これで見ていただい違うと思うのですが、大体のあれでいいですが、どうですか、社会主義諸国と比べて。どうでしょうね、この制度は。これは会長にお伺いします。

○参考人(田中義男君) 大体の数字を見ますと、給与が多くて貸与が少ないう、こういう事情になっております。

主主義共和国、大部分の学生と推定されます。まあ推定ですけれども、いずれこれは正確なものをやはり調べられねる努力をすべきだと思ふのであります。これに比べて米國それから英國フランス、西独、こういうところを比率の上から見ますというとなかなか少ないと思ふですね。こういう問題について、この日本の奨學制度を今後検討する上において、一体この違いはどこからくるのか、それからこういう情勢についてどういふような検討の必要を感じておられるのか、これを文部大臣にお聞きしたいと思います。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 共産圏の諸国の実情と、自由主義国家たる日本との比較というものは大した意味は私はないと思います。

○岩間正男君 それはどういう意味ですか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 共產主義の考へ方で万般の施策が行なわれておる姿において、何かの計數が出てくるということですから、全然根本義を異にする國の実情との比較は、それ自身異質のものの比較であつて、大した価値なしと、かように思います。

○岩間正男君　やはり異質のものの比較ですね。全然そういう意味じゃ何か恩恵的に施してやるという立場と、それから大部分のそういう要望を満たしてやろう、こういうのですから、あなただの言う通り異質でしょう。しかし、こういう体制について、どちらがこれはいいかどうか、ここで論議してもこれは始まらない。しかし明白です。日本の現実を見てもらいなさい。たとえば最近人間衛星が上がりました。この人間衛星が打ち上がったという偉大

して一人人材を、優秀な次の時代を開き、さらに当面する要求である科学技術面を私は開くことができるか、できる可能性はないと思うのですがね。この点についてあなたは非常に矛盾を感ぜませんか。確かにはつきり異質ですよ、この点どうでしょうか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 共產主義の考え方では政治をやれば、日本人はもっと不幸になると思つておるのです。恩惠的とおっしゃるのですけれども、國民の自由の立場で、共產黨と違つて自由が抑圧されない姿で、人間らしい生活をしつつ努力をして、充分の税金を納めていく、それを國權の最高機關で慎重審議されたその結果が、日本育英会に対する資金の融資となつて結果づけられる。それを最も妥当な調査に基づいて融資する。いいかえれば國民のお互いの相互扶助の現われであつて、共產黨の育英制度がどんなものか存じませんけれども、全然根本の氣持が私は違うと思う。従つて御指摘であります、大した値打ちなしと、かように考えております。

考える必要がある。

それではその次に進んでお聞きしますけれども、これはどうでしょう。私ここでぜひ大臣にお聞きしておきたいのですがね。この生活保護をもらっている世帯は、これは百六十万何がしにあると思う。それからさらにこれに準ずる層を入れれば約一千万といわれている。ところが日本の制度の中で、あなたも御承知だと思いますけれども、高等学校に子供を入れた場合には生活保護を切られるという実情があることは御存じだと思ふのです。こういう問題について、あなたの言われる相互扶助立つとしましても、今のような具体的な実情の中でどうですか、みすみす、いわばこの生活保護を受けている人たちの子弟は高等学校にも行けないという実情が起こっている。そのために生活保護をやめるか、あるいは子供がせつかく高校に進学ができたのだけれども、これを取り消すか、あるいはこれに對する一つの便宜的手段としては、戸籍からはずして独立させて、この子供を別の戸籍に移してやっているというような痛ましい実情があるので、大臣御存じですか、こういう実態と関連させて、一体はつきり考えていられるのかどうか、この点いかがでしょう。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今御指摘になりました事柄、それ自体に関連させて考えたことは、実は私も調査不十分でございませぬ。遺憾でございませうが、ありのままを申し上げればさようでございます。

のですね。大臣は口では相互扶助とか何とか言われているけれども、日本国民の、これは政府統計でも九分の一で、九千万人の中の一千万です。生活保護を受けるのは百六十万もあるわけでしょう。そういう人たちが自分の子供が高等学校に行く、そういうことになりまして生活保護を打ち切られる、やめざるを得ない、こういうところに手が届かないで一体どういう育英制度があるかということに根本的に私は伺いたいと思うのです。これについて大臣は御存じないというのですけれども、こういう事態に触れて、こういう問題を解決するようない、そういう一体意欲をお持ちになるかどうか、私はこの点をお聞きしておきたいのです。

○国務大臣(荒木高壽夫君) それはまあ生活保護法それ自体の改善課題でもありましようし、同時にまた育英制度との関連においても検討すべき一つの課題だと思ひます。

○岩間正男君 あんた課題というようなことで検討されるということですが、しかし、そんなばく然とした御答弁では、現実には少しも文部行政の手が及んでいないという明白な事実ではないかと思ひます。私たちがこれは過去に教壇に十数年立った経験がある。そうして貧困層の中に人材がいらないかという人材はたくさんいる。むしろ貧困層の中にいるとさえ言いたいくらいです。必ずしも経済的に余裕のあるものの中に優秀な人材がいると、こういうふうには言えない。ところが、今言ったように生活保護を受けているがゆえに、みすみす、子供は高等学校、さらには上の学校に伸びるその素質を持っている、はつきりした能力を持っ

ている者は、もしも教育の機会均等がほんとうに経済的バック・アップされておるならば、私はこれは教育を当然受ける権利があるだろうと思ひます。憲法の精神からいっても。そういうところを具体的に経済的に解決するという点が日本の文部行政の根本義でなければならぬと思ひます。ところがこれについては御存じない、検討してみたいというくらいに投げやりの御答弁では私は非常に現状に合わないと思ひます。少なくともこれは生活保護法の改正というものを今お話しになりましてたけれども、これは文部大臣は育英資金との問題、さらに子供たちの、これは教育の機会均等という立場から一つの大きな課題として取り上げて、これを具体的な問題として私は打開をはかって少しもこれは悪くない問題です。むしろあなたがなすべき仕事のうちの非常に重要な一つに私はなると思ひますけれども、どうですか、この点。

○国務大臣(荒木高壽夫君) 趣旨においてお説の通りだと思ひます。私がそのことを知る知らぬにかかわらず、あるいは関連して考える考えないにかかわらず、そのことは今後に向かつて検討すべき課題として取り上げる以外には、事実問題としてどうにもなるものじゃありません。問題の所在を御指摘いただいた意味においてありがたく存じておるわけでありま。

○岩間正男君 それでは何ですか、さうさくやばり厚生大臣とこういふ問題について話し合ひ、さうして少なくとも現在の生活保護法はこれは改正する、高等学校に入つたからといってすぐに生活保護を切るのだというおどか

しによりまして当然伸びなければならぬ日本の人材、次の時代をほんとうに背負うところの人材の大きな部分が私はその発展を食い止められておる。人道問題でもありま。文化国家と何となくいふことは全くごまかしになる。こういう実態があるのですから、こういう問題について当然私は早い機会にさういふ努力をさるべきであると思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(荒木高壽夫君) まあさういう意味で、三十六年度予算におきましても及ばずながら従来よりは育英の対象を多くする、また内容も充実するということに審議、御決定をいただいております。御決意をいただいております。一挙動ですべてを解決できないのが実情でございますから、今後に向かつて努力を積み重ねていきたいと思ひます。

○岩間正男君 その厚生大臣との何は どうです。具体的に折衝して、早い機会にこれを打開するといふように努力する。

○国務大臣(荒木高壽夫君) 生活保護の關係は私の所管じゃございせんから、ここで私が勝手に申し上げる立場ではなからうと思ひます。しかし、まあ政府の一員として検討を加えてみたらいかかであらうと思ひております。

○岩間正男君 これはあなたの御所管ではないのですけれども、教育を守るという立場からいへば、当然私はあなたの重要な仕事の一つになると思ひます。まあこれについて検討してみたいということですが、ほんとうに私はここであなたが言明されたことを貫いていただきたいと思ひます。そこでどうでしょうか。この生活保護で

すね。この生活保護を受けている人たちには全然これは育英資金の貸与といふことが行なわれないのが現状です。ね。さうすると、育英資金といふものは、まあ貧困層並びにもうそれに準ずるような層といふものについては、育英資金の恩恵といふものは全然及んでいない、こういうことなんです。これは田中さんいかがですか。

○参考人(田中義男君) ただいま統計数字は持ちませんけれども、先ほどもお話ございましたように、別世帯とする等の特別はからいによりまして、私の方は所定の条件に合致いたしませんから貸与するといふ方針で扱っております。

○岩間正男君 そういう件数はどれくらいございします、今まであなたが扱われた。

○参考人(田中義男君) その件数はただいまここに持ちませんから、調べましてお答え申し上げます。

○説明員(西田龜久夫君) 生活保護と奨学金の關係につきましては、先ほどお話ございましたように、非常に低所得階層で高等学校進学率が落ちていく部分で顕著に見られますので、御承知の通り、本年度特に増額いたしました特別貸与制度は、そのような低所得者に限って貸与するといふ奨学金でございます。いまして、この制度が三十三年に出發いたしまして、このように奨学金を受けました場合には、生活保護を受けおる人であってもその保護を打ち切らないといふ厚生省との話し合ひは、特別奨学金についてはそのときに一応いたしております。従つて、そのような特別奨学生に關します限りは生活保護との矛盾の問題は一応解決しておる

と考えております。

○岩間正男君 さきには田中さんのお話でございしましたが、別世帯にすればさういふ適用を認める、これは便法上です。さういふことについて矛盾を感じておられませんか。私はこれはいゝわ何か法が正しく運用されていらないのじゃないか。やむを得ず引いた隘路を開閉するための便法なんですか。基本的にはさういふことは排除すべきだ、それが基本的だと思ひます。あなたたちはそれをやっておられながら、実際には法の運用について何かさつぱりしないものを常に感じておられるのじゃないか。しかし、実際には適用したいからさういふ便法で、別世帯で別に戸籍を作つてそれをやっておる。これはいゝわほんとうに正當なやり方じゃありませんか。これについてどうお考えになるか、それが一つ。それからこれは説明員に對してお聞きしたいことは、特別奨学生の額、それから適用の人員、全体との対比、この点をお聞きしたい。

○参考人(田中義男君) 私の方としては、先ほど来のお話のように、厚生省においていろいろ処置をされておるものも、これにおいて実施運営をいたしていただいまでやってきております。今までのところさういふ措置を講ずることにおいて問題を解決しておるのが現状であります。

○説明員(西田龜久夫君) 特別貸与制度は、創設以来、本人の属します家庭の所得水準が日本育英会が定めます基準以下のものといふふうに規定いたしております。その内容は、概略申し上げますと、高等学校の特別奨学制度の場合には、たとえば三級地におきまし

ては五人世帯で約年収二十五万以下、大学の特別奨学生の場合は同じ五人世帯で年収三十万円以下の階層に限るという形で選考いたしております。採用人員は三十六年度から人員が増員されまして、高等学校におきましては一年一万二千人でございます。大学は三十六年度第一回でございまして、一学年八千人でございます。

○岩間正男君 総額は幾らになりますか、概算でいいです。

○説明員(西田亀久夫君) 三十六年度予算におきまして、特別貸与奨学生に對します予算の総額は十二億四千七百万円になっております。

○岩間正男君 パーセンテージを言つて下さい。

○説明員(西田亀久夫君) これは定数でございまして、高等学校生の……

○岩間正男君 総額に對するパーセンテージ。

○説明員(西田亀久夫君) 予算総額に對するパーセンテージでございまして、予算総額は三十六年度が事業費規模が五十九億三千三百万円でございますから、ただいまの十二億はございまして申し上げて約四分の一近くかと考えております。

○岩間正男君 そのうち、どうです、生活保護を實際に適用を受けている、つまり便法を講ずる講じないにかかわらず、どれだけ適用をみていますか。この点何かあなたに資料はないですか。私はこういう資料こそ重要だと思ふので、こういう資料は作つてもらいたいと思ふ。ことに今、文部大臣がこの問題について今後検討する、こういう話なんですから、この資料なしにはこれはできない。これはどうです

か、ございませうか。

○説明員(西田亀久夫君) 育英会が願書を受け付けますときに、本人の世帯人員及び所得等の記載を求めておりますが、すべての願書につきまして保護対象家庭であるかどうかというものは的確にはつかないと思ひますので、現在直ちにはその資料がわかりかねますが、この人員及び所得水準から申しますならば、相当その多数が保護世帯に該当するということに推定いたしております。

○岩間正男君 どうも今のやつでは、全くこれはここで急速に考へて答弁しているみたいですね。最初からこういうケースが多いのじゃないですか。もう見込みがない。高等学校に行こうとしても行けない。育英資金の貸与を受けようとしても適用されないから、これで出さない人の数というのは圧倒的に私は多いのじゃないか。しかし、やむにやまれない困難を突破して幾つか出してきている。それがあなたたちの網にかかるわけですね。そうしてその中の一部分であります九牛の一毛が、それがひつかかつて、そこ

のところで、あなたはまあ言つておられる。圧倒的に多いなどということは、私は実情を見ておればそういうことは言えない。まあ資料がないのだから、こんなところで観念的な議論をしても仕方がないのですけれども、これはあなたたちどういうふうにして捕捉しようと思つていますか。

○説明員(西田亀久夫君) 御承知の通り、特別貸与奨学生は、従来の奨学金と違ひまして、その下級の学校におきまして、高等学校または大学進学前に、現に中学三年に在學しております

者を、育英会が示しました基準によつて、学校長が生徒の中からそのような困難者を探し出して、優秀者を推薦いたしまして、高等学校及び大学に入る前に、これを奨学金の約束をして進学を勧奨する。こういう方法でやっております。おっしゃいます通り、その場合におきまして、この特別奨学金が本人の修学を完全に保障するという程度までの金額というふうには私どもは考へておりますが、かりに世帯が、本人の属します世帯全体の生活のために本人が就職する方がよりいいんだというふうな判断がされます場合には、世帯の生活費までこの奨学金が見るといふようになってないという点は、一つの限界があるかと思ひます。

○岩間正男君 まあ中学の校長さんがそういう選考をして出す、こういうことなんです。この実態はどうです。こういうものを調査されたことがありませんか。それから、今のような特別奨学生というものがあつたことは徹底して見ますか、知つてますか。少くとも貧困層の人たちはなかなかわかつていませんよ。われわれは非常に触れているのだ。町に出ていって懇談会でもしてごらんない、教育問題の。母親たちは涙を流してこの問題をやるのです。日本の今の政治の縮図みたいな一つの格好になつてゐる。こういう点について私は実態を調査して、これを打開するといふはきつりした方針を確立しなくちゃならない。そのような調査に取りかかるべきだと思ふのです。今の御答弁では、私は具体的にこの問題を積極的に推進するといふことにはならないと思ひますが、これは文部大臣がこの事務監督の立場からどういふ

ふうにごこの点をお考えになりますか。これについてあなたの今ここで声明されたこの方針を実現するためには、どういふふうな調査を開始するお考えでありますか、この点を明らかにしてもらひたい。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) ちょっと具体的なことでございまして、今までのやり方、ないしは今度の特別奨学の実施について事務的な検討をした立場でないとお答えしにくに課題かと思ひますので、説明員から御説明を申し上げます。

○説明員(西田亀久夫君) 現在の特別奨学制度を、先ほど申し上げましたような家計水準以下の者に限つてやるというのを策定いたしました段階におきまして、文部省で行ないます父兄の負担する教育費の調査によりまして、中学校及び高等学校に生活保護に近い水準の子弟がどれくらゐるか、それが高等学校になるとどのくらい減つてゐるか、大学に行くこととそれに對する一応数量的につかみまして、そうして現在の高校、大学への進学率の平均水準に達しないような階層はどこにあるのであるかといふことを考へて、そのようない一応家計水準をきめておるわけでありまして、もとより現在の採用人員がそのようない階層のあらゆる希望者を含めるだけの人数に達しておるかどうかにつきましては、これは一方におきまして特別奨学制度が、一般奨学生よりもより優秀な者に限つて貸与するといふ制度であります限り、そのようない貧困な人たちのすべてに行き渡るといふことには必ずしもなつていな

い点があるかと思ひますが、ただ適格者を確定につかみまことについては育英会が従来とも指導をいたしておりますが、私どもの特別奨学制度のございました三十三年度及び大学の今回出します今年度におきましても、各都道府県教育委員会において適格者が漏れなく受験の機会を得られるよう、現場において指導方をこちらから監督をいたしておるわけであります。

○岩間正男君 全体の今まで出されたこの要望の何パーセントまでかなえておりますか。

○説明員(西田亀久夫君) 先ほどから申し上げましたように、家計の面は年収何万円以下ということと、その優秀性を一応保証いたしましたために、たとえば中学校の三年生から推薦いたします場合には、全科目についての評定点がある点数以上でなければならぬといふその成績の面での水準もございまして、そのようない点から出て参りました推薦者を全国的に試験をいたすわけでありまして、採用人員に比しましてその受験者は現在で大体二倍程度になつております。

○岩間正男君 幾つもの網がありまして、その網を越えてきたという者が恩恵を受けることになる。これもまあないよりもましだと言へばそうなると思ふのですが、私はこういう態勢では、やはり先ほど恩恵的だと申したのでありますが、恩恵的な域を免れ得ないのじゃないか。少なくとも政治のこの不偏といふことからは考へれば私は十分じゃないかと思ふのですが、まあここでこの問題で議論する考えはありませぬ。最後に聞きたいのですが、これ

は高校の場合ですけれども、全日制は三%ですか、それから定時制は二%ですね。ところが定時制と全日制の生徒の数はこれはどうなっておりますか、この実数とその割合を教えてください。

○説明員(西田亀久夫君) 予算上の積算に使っております全日制生徒の総数は百九十三万人でございまして、採用率は百九十三万人でございまして、定時制は五十四万八千人で採用率は二%、かようになっております。

○岩間正男君 採用する実数を言ってお下さい。

○説明員(西田亀久夫君) 全日制の方におきましては採用総数が五万七千九百十六、定時制の方は採用数が一万九百六十三となっております。

○岩間正男君 どうですか、この貧富の差の問題、私はさっきから問題にしたつもりですけれども、どうして定時制を少なくしたのですか、私は逆にやないかと思うのです。この手心から見たって、貧困層に恩恵が幾分でも及ぶという方針をとるとすれば、私は全日制を三%にしたら、定時制は五%なり一〇%に上げるのが当然だと思ふのですが、反対に、御承知のように定時制は、これは貧困家庭が多いのです。

これは御存じでしょう、文部大臣も認められる、その方が二%になって、全日制の、わりに恩恵を受けられるその人の方が三%になっている。しかも、実際の実数から言いますと、一と、一方は五万七千、一方は一万九百と、一方は五万七千、これは五分の一以下なんです。これはどうなんですか、私はこういうところにはつきりやはり現われているのじゃないか。この育英制度の実施の中にどこをねらって対象

にして、どこを育てようとする立場からこれが行われているのか、これは、何よりも語っているのが私はこの問題じゃないかと思うのですけれども、こういう点について、これは現行の矛盾を感じませんか、文部大臣、いかがですか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 定時制の方は職場についておる者が大部分だと推察されるわけですが、それは、それは先刻、説明員からも申し上げました通り、その家庭の事情によってやむなく職についておる、その中から選ぶという場合に、パーセンテージをある程度違えて実施する計画をすることも、ある程度理解ができるように私は思います。さらに詳しくは、実態を正確に把握してじゃないと断言はできないと思います。私が、気持としては、そういうことでやっております。

○説明員(西田亀久夫君) ただいまの大臣のお話に補足させていただきますと、予算上の積算はかようになっております、実際に採用をいたします場合、一番苦慮いたしますのは、本人が働いて得ている収入というものを、世帯全体の収入として当然みなします場合には、全日制の方のそういう働いてない人の家庭と比較いたしました場合に、どっちを先に援助すべきかという、いろいろやはりむずかしい問題があります。要するに私も、その本人がその家庭の生活まで助けなさいと、こういうような状態を当然なこととは考えておりませんけれども、しかし同じような家計状態の者が、一方は全日制に行き、一方は定時制に行ったといえますならば、定時制の方に進学した方が、家計的に、経済的に多少の余

裕が出てくるような点もございまして、その比較は非常に困難な点があるわけでございます、現在まで各方面の要望を総合しますと、この定時制の採用率は全日制と同じようにするのがよいのではないかと、こういうような意見も出ており、文部省としてもそのような計画も検討いたしておる段階であります。

○岩間正男君 どうですか、定時制をもっと多くむしろして差しつかえないのではないですか、この精神からいけば、これは逆になつてゐる。私はこの問題、育英会の根本的な問題、こういう問題は幾分でも解決されると思うのですが、この法の精神、そういうものからいって、私はこういうふうには、非常に抜けているところがあると思う、一つの性格が出てゐると思う。こういう意味からいって私は問題を重視しているのですが、やはり定時制をふやして多くする、そういうことで進むのが私はこの精神から言へば当然じゃないか。これは貧困層の中の人材を育成する、という点から考えても、私はこれは時宜に合ったやり方だと思ふのです、あなたの今の御説明では、二%を三%にして全日制と同じにする、こういうところまで考えられてゐるようですが、私はもっと実態を研究して、そういう実情に合うように努力すべきじゃないかと思ふのですが、いかがですか。

○説明員(西田亀久夫君) この問題につきましましては、育英奨学生の採用の基準を考えます場合に、本人が働いて得ている収入というのをどういうように扱うという、その考え方も現在含めまして、育英会とともに検討いたしてお

りますので、そのような採用基準を明確に定めて、それに応ずる採用率等を、より合理的なものにいたすような努力をいたしたいと思つております。

○岩間正男君 それじゃ私は質問を終わりますけれども、いろいろありまして、いろいろといつても、二、三、三、なんですが、こういう問題の中に、やはりこの育英会の現在の制度の性格が出てゐる。私はやはり恩恵的だ、という最初言葉を使ったのですが、恩恵的な性格というものが具体的な事実によつて私は出てゐると思ひます。あなたは何か社会主義諸国の制度というものは、まるで有害なような話をされたが、とんでもないことだと思ふのです。これはすでに先ほど私があげた、現在大きな問題になつてゐる具体的事実の中で、はつきり言うことがでると思ふのです。こういう点について、この育英会法の基本的な立場、これをやはり検討する必要があるのじゃないか、こういうことを最後に申し上げて、私の質問を一応終わっておきます。

○委員長(平林剛君) 本件に関する質疑は、本日のところの程度とし、これにて散会いたします。

午後五時五十五分散会

四月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二十四日)

昭和三十六年四月二十八日印刷

昭和三十六年五月一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局